

『相伝義書』の系譜(前篇)

— 親鸞・蓮如から五ヶ寺へ —

庄 司 曉 憲

(一) はじめに

この『相伝義書』の研究は、当同朋学園仏教文化研究所内の分科会の一つで、昭和五十八年から始まり、その後三年間続けて研究がなされて来たのである。その研究対象として取り挙げることになったのが、親鸞聖人の立教開宗の書である、『教行信証』の講義書の類である。『相伝義書』の中に『教行信証』に関する書物として、『深解別伝』、『深解会通』、『深解科文』、『広本要訣』などがあるが、特に重点的に読み込んで来たのが『深解別伝』で、他のものは、その参考の書として扱いつつながら研究を行ってきたのである。しかし研究の日数も限られているのと、その『相伝義書』が特異な教学的体系を持っていることなどから、研究も遅々として進まず、従って今回の研究も、いわば、研究段階の途中での中間報告

とでもいふべきものであることを、まずもお断りしておきたい。

まづ、この『相伝義書』の特徴を二、三あげると、一々の教学的事からについては、簡潔でかつ明確であるという点である。これは、今までの真宗学に持ち合わせないことで、ある意味では、読者に対して非常な説得力を持った書物であるといえるかもしれない。次に、今までの真宗学や真宗教学では見られない、特異な教学的体系を持ち、その発想の視点が、安心教学に徹している点である。この事も、読む者にとって、単なる学問的註釈書でもなく、常に親鸞聖人の信仰に直結していくという点で、一種魅力的な書物として受け取られる面をもっているのである。

総じて言えば、この『相伝義書』を読んだ人達の共通する評価は、分りやすく、理解しやすい書物であるというのである。そういうことから、この『相伝義書』は、一部英訳されて、外国人にも非常に理解しや

すい真宗理解の書物として読まれているのである。

それに対して、現在の真宗学、つまり、浄土真宗の教学・教相というものは、勿論親鸞聖人にその基を置くものであるが、江戸時代初期頃に、西本願寺では寛永一五年（一六三八）に、東本願寺では寛文五年（一六六五）に学林という宗学の学間場が創設され、それが歴史の変遷を経て、現在の龍谷大学・大谷大学となって来たのである。その江戸時代二百数十年間にわたり、学林の学間場で、数多くの講義者によって講義されてきたものが、現在『講録』という名称で呼ばれて伝わっていて、その『講録』に基づいて、今日の宗門の大学や各学校などで真宗の教学や教相などが講義されてきているものもある。そこで、その『講録』の弊害というものは、学説が数多くあって、一つに決せられないという点にある。従って、学説を多数もつ教学は、必然的に学説的理解の不鮮明さや不簡潔さを生じさせる原因ともなるのである。

以上のような現在の真宗学の難解さ、困難さから、この『相伝義書』の簡潔さ、明解さが、一部の真宗人に評価される要因ともなってきたのである。

しかし、江戸時代の『講録』類も、真宗の教学を積するに充分その真価を発揮してきたものも数多くあり、一概に一方に偏することは、学間をする心得から反するともいえよう。『講録』の中より取捨選択して用い、また『相伝義書』においても、明らかに親鸞聖人の教学に相違するものは、排除していかねばならない。現時点より言えば、『講録』も『相伝

義書』も、現代の真宗教学を明らかにするためのその両翼的役割を荷うものとして位置づけ、そのためには、『講録』も『相伝義書』も、親鸞聖人の浄土真宗の教学より、真・仮の批判の洗礼をまづ受けなければならぬ。そのことを省いて、『講録』は、『相伝義書』はと云々することは、かえって真宗の安心から遠ざかるものとして、謹しむべきことであると思うのである。

(二) 『相伝義書』の出版までのいきさつ

蓮如上人より以降代々五ヶ寺家に伝承されて来た真宗の相伝教学というものが、始めて出版されたのが、昭和五十三年九月である。

それは、真宗大谷派宗務所内、教学研究所による編纂を経てから、東本願寺出版部より、『真宗 相伝義書』という書物名を冠して第一回配本が行われた。第一回配本には、第一巻、『深解科文』『深解会通』、第二巻、『教行信証檢文』『広檢文』『広檢文別録』のあわせて二巻であった。

だが、この『相伝義書』が出版されるに至る背景には、さまざまな問題や、いくつかの予餘曲折があり、それらの難事を乗り越えてやっとのことで出版される運びとなったのである。

『相伝義書』が、蓮如上人より以降代々五ヶ寺家に相伝授されて、江戸時代後期の東本願寺第十九世乘如上人（一七四四～一七九二）まで

伝え続けられてきたものが、第二十世達如上人（一七八〇〜一八四六）の時代頃に断絶したと推定される。また、五ヶ寺家の相伝は、寛政二年（一七九〇）に本宗寺真詮が、光善寺第十二世從玄と真宗寺乗尊に返伝している記録があり、この時達如上人はまだ十一才で、その二年後に東本願寺第十世門主となっており、『伝来相承系図』には、光善寺第十三世乗玄まで系図が続いていることから、五ヶ寺家の相伝断絶は、実際は次の東本願寺第二十一世敵如上人より以降と推定されるのである。

その後明治維新の混乱・排仏毀釈など本願寺教団の動揺などから、大正期まで『相伝義書』の存在すら忘れ去られていた模様である。

大正期に入って、五ヶ寺家の堺の真宗寺足利瑩舎氏によって、蓮如上人より相伝された『相伝義書』に関する目録のようなものが作成され始めたのである。

それは、丁度大正十年に、西本願寺の蔵から、親鸞聖人の妻の手紙『恵信尼文書』十通が発見されたりして、真宗の史学方面の学問が、にわかには活気づいてきた頃であり、文明開化のおおりのを受けて今まで放擲されてきた各真宗寺院に伝来する古文書類への見直しに対して、内外の関心が高まっていた時分でもある。

この足利瑩舎氏の目録作りこそ、『相伝義書』が現代に復活する萌芽であったといえる。

所で、この『相伝義書』が、足利氏一人の秘密裡に扱われていたというものでもなく、真宗の宗学者、元大谷大学学長であった住田智見氏も

拜見されたこともあるという。その後、この『相伝義書』復興の仕事は、瑩舎氏の息子の足利演正氏に引き継がれ、昭和十一年頃には本格的にこの『相伝義書』の収集と研究が始められることとなったのである。その折りしも、東本願寺では、昭和十一年より（昭和十九年まで）『真宗大系』続篇の『続真宗大系』（全二十四巻）が発刊される運びとなり、その編集人の一人であった安井広度氏が、堺の真宗寺に来て『続真宗大系』に足利演正氏の収集された書物類を載せたいと言われたそうである。しかし、まだ収集の途中であったため掲載を断ったという。

『相伝義書』の本格的な研究は、昭和十一年足利演正氏が、大谷大学の研究科一回生の時であった。京都東山の鹿ヶ谷の相念庵で、この相伝の教義に関心を持つ人々が集り、「相承学園」という名で、研究会が発足した。その時に集ったメンバーが、権藤信一・後藤恵照・藤原演良（光善寺）・足利演正（真宗寺）・長島堯・藤原彰舎（演正ノ弟）・嶺藤亮・入江某氏（たがし）の八名であった。そして毎週土曜日に集まり、会費五十銭つつ出しあって、ガリ版刷りで『略本私考』を五十部ほど作って、非売品にて出版した。これが、『相伝義書』復活の第一歩であった。この『相伝義書』の研究會が発足してその間もないあいだに、すでに相伝の出版に及んだこと理由について、足利演正氏には、次のような思いがあったという。

昭和三年に、大谷大学の真宗学の教授金子大栄氏が、『浄土の観念』、『如来及び浄土の観念』を出版して、異安心に問われ、大谷大学教授を辞任させられた。ついで、昭和五年四月には、真宗学教授の曾我量深氏

も異安心で大谷大学教授を辞任させられた。いわゆる曾我・金子両氏の大谷大学から追放された異安心事件である。

その時の心境を曾我量深氏は、当時中外日報に次のごとく語っている。

「私が宗門から容られないと云う事は久しい以前からの事でした。安心だとか異安心だとか云うが、私自身から云えばそういう事を云う事それ自身が冒瀆だと思うのです。安心と云うことそれ自体がどう云うものであるかそれから吟味してかからねばならぬ。自分はそう云う事を云うことすら畏れ多い事だと思うのです。唯古^{ただ}い聖教を読んで覚え込むことが安心なんだろうか？ 侍董寮に集って居られる人で宗門の元老と云はれるやんごとなき方々が上申するとかせぬとかで騒いで居られると云うがもっと冷静になって戴けないだろうか？ 法主を煩はすことはまことに畏れ多い事なのです」

この異安心事件に対して、足利演正氏は、曾我先生や金子先生がおっしゃっていることは、何もまちがってはいないのではないか。この両先生の主張の正しいことを明らかにする為にも、この『相伝義書』を何とか世に出さなくてはと思い立たれそうである。この事件を契機にして、昭和十一年会の発足も間もなくして出版活動に入ったわけである。

しかし、その翌十二年九月、足利演正氏は、カリフォルニア大学助手として渡米することとなり、相承学園も一年余りで閉じられることになった。米からの依頼は最初、チベット語の先生が欲しいとの事で、某氏

が行くことになっていったが、当人が胸が悪くて、その替りとして足利氏が行くことになったそうである。

足利氏は、渡米するにあたり、五ヶ寺家より収集した相伝関係の書物及び書類等の全てを大谷大学の図書館に預けていたのである。

その後、昭和十六年日米開戦となり、足利氏はじめ在米邦人らは抑留され、昭和十九年になって、コロラド大学助教、昭和二十一年カリフォルニア大学講師となり、戦後は夏季休暇の間帰国して、その間ずっと『相伝義書』の研究を続けられていた。また、大谷大学図書館に預けられた相伝関係の書物等は、戦前のいきさつも忘れ去られていて、全て図書館側で勝手に分類され、大谷大学図書館蔵の印が押されていて、また更にはいづくへと散逸してしまったものも数遍あるという。

昭和三十年十一月下旬、曾我量深氏渡米。およそ一ヶ月間ロスアンゼルスにおいて講演して回わる。その時、ロス在住の足利演正氏と会い、氏より蓮如上人以来の『相伝義書』の事を知らされ、足利氏が持ち合わせていた相伝の書物を借りて、ホテルの一室で熱心に読み込まれたというのである。その後の曾我氏と『相伝義書』との関係については不明のままである。

そして、その後、昭和四十三年頃、かつて鹿ヶ谷の「相承学園」で一緒に『相伝義書』を研究していた嶺藤亮氏が、東本願寺参務をしていた時に足利演正氏が本山に向き、相伝のこれらを何とか出版したいとの意向を嶺藤氏に伝え、嶺藤氏よりカリフォルニア大学を退任して日本へ

帰国した後、宗派の費用で出版するとの内諾を得て、それより十年を経て出版の運びとなったのである。ただ、この『相伝義書』を出版するにあたり、宗門内では、危惧する人々もあったという。それは、

「本書が出版されるについて、当初、この書の性格からして、宗派として現在の状況下で出版することに懸念する声もあった。それはその内容からして、今日の教学界に混乱を与えるのではないかという配慮からであった。しかし本書の出版は、そのような従来の教学を否定しようとするものではなく、むしろ当派の教学に今一つの歴史的教學を加えることによって、更に新たな教學への視座が開かれんことを願ってふみきられたのである」(刊行のことば、真宗教学研究 第一回 配本 折込み)

と、その危惧と、発刊する意義とが述べられている。また、出版するにあたり、『相伝義書』の歴史的資料などを最初に公開するのが通常の形態だが、一部によって『相伝義書』の正統性を強調することがあっては、出版の本来の趣旨に背く結果になりかねないとの判断で、資料篇は最後に出版する予定であるという。そういう配慮もあって、『相伝義書』の歴史的背景の研究が遅れていることを理解してもらいたいとのことでもある。

現在、なお出版の途中ではあるが、昭和五十九年十月足利演正氏は、ロスの自宅で逝去された。『相伝義書』に関して、第一人者であった氏の遺稿は、『相伝義書』研究の大きな損失となったことは確かであり、

誠に残念なことである。ただ氏の『相伝義書』への深き情熱を讀るばかりである。

(三) 『相伝義書』の性格

さて、ここで『相伝義書』とは、どのような性格をもったものであるかを、簡略に解説しておこう。

ひとこと言えば、『相伝義書』とは、親鸞聖人、如信上人、覚如上人より、門主歴代に真宗の教えを口伝伝授されてきたものである。では、何故口伝伝授が行われてきたかと言えば、一宗の教義や信仰を文字や書物だけに頼ってそれを伝承させていくことは、本来的な意味からして不可能な面をもっている。従って、その伝承を可能にするために、そこに必然的に、言葉による直接の師よりの口伝というものが出てくる。そして、この師より弟子に直接伝承されたものが、教義や信仰を伝承するための重要な位置を占めることともなった。このような、師からの直接的な伝承を口伝伝承とか、口伝相承とか、口伝伝授とか、或は、師に面会して直接教えが授けられることから、口決面授とかいわれてきたのである。

この『相伝義書』の口伝に対する領解として、藤元正樹氏は、次の如く言っている。

「『相伝教学』は、『蓮如教学』と言い換えてもよい。(中略)この教

学が『相伝』とよばれる、そのことばによって、秘伝的なものであると考えられるのは、教学（の）伝授の形式として、（それが）『口伝』であったことに依る。（の）と（それが）は筆者補記）

『口伝』というは、教義上特に注意して伝授せらるべき教学の、重要な問題を指示するものであるが、そのことは、直ちに秘伝という（中略）のではなく、そこにおいて学ばるべきものが、教学の講義というような形式では尽されぬものであることを、示しているものである。

教学は、教学のための教学ではない。その教学は、如来の信を明らかにすることにあり、そして、親鸞の信を誤りなく伝授することにある。」

つまり、蓮如上人にとっては、真宗の教学を相伝するといっても、信心の伝授を特に重視されたのである。そしてその実践的な教学の基本的精神は、善導の「自信教人信 大悲伝普化」の文に基づくものであったといえる。

それは、『相伝十一通、条目』第八卷に（十一通とは十一巻のこと）

「 畢竟最要大事

一字 信

經 斯義弘深

一句

非我境界 文

一行

論偈最初帰敬也

自信教人信

大悲伝普化

积千万言語是撰在ス

右の三つその体南無阿弥陀仏なり

と、ここに、相伝の畢竟をしっかりと抑えていることから、蓮如上人の相伝に込められた精神が領解できるのである。相伝教学と言っても、畢竟するに、他力甚深の仏意を領得することが、相伝の眼目でなければならぬのであって、言解の及ばない所を口伝して相伝するのが、真宗本来の相伝の使命であったと言えるのである。

さて、次にこの『相伝義書』の題名を解説するに、『相伝』とは、第一義には、代々親より子へ、師より弟子へ相い伝えることをいうのである。いま浄土真宗の相伝も、親鸞聖人より如信上人以下本願寺門主、並びに親鸞聖人の流れを汲む真宗門徒の上に、真宗の教えが正しく受け継がれ、また受け継がれていくその状態を言うのである。次に第二義には、代々親より子へ、師より弟子へ相い伝えていくその教えそのものを指すのである。いま『相伝義書』の「相伝」とは、第一義の意味も当然含まれてはいるが、相伝が絶えたいまは、残された書物類等を指す面が強いため、第二義のその伝承されてきた教えそのものを指しているといえる。次に『義書』とは、今回の出版の際に付けた名であるから、教義の書とか、講義の書とかという意味であろう。

では、『相伝義書』が物語る真宗相伝とはどのような展開がなされてきたかという点、開祖親鸞聖人より、孫の如信上人へ真宗の相伝がなされ、二世の如信上人よりその甥の覚如上人へ、三世覚如門主より次第相

続されて四世善如、五世緯如、六世巧如、七世存如、八世蓮如門主へと八世代に渡り本願寺別当職の歴代（門主）によって、直接門主から門主へ真宗の宗義が口伝授されてきたというのである。所が、第八世蓮如上人の時において、

「当初に、中興善知識蓮如上人、一家已証の一大事、うづもれて絶んことをかなしみ思し召して、御別当職の師資血脈、一伝の外に三家五家の中」（『真宗依典籍私考』末）

とある如く、親鸞聖人の尊い教えが、歴代相統の途中で相伝が断絶するのを憂いて、歴代の本願寺門主に伝えられてきた相伝の教学を、五家、三家に分け伝えて、万一歴代の中で相伝が出来なくなった時は、分伝した五家、三家より、先代もしくは当代の門主に成り代って、次の別当職（新門主）へ真宗の正意を口伝授して、永く相伝が絶えないようにしたのである。蓮如上人の時に、相伝を五家に分伝されたというその五家とは、

「広本相伝之家

五家 常樂寺 光真（信） 願行寺 光真（信） 兼住

願証寺 蓮淳 教行寺 蓮芸

光善寺 光淳

三家 称徳寺 実賢 瑞泉寺 実悟 本泉寺 願得寺

本善寺 兼住 実孝

『相伝義書』の系譜

（『深解会通』（一）は筆者補記）

この五家をもって、五ヶ寺家と称されたのであるが、その後、第九世実如上人の時、更に三家に分伝されたという。その後も相伝家が取り立てられて増加していった。これらを総称して五ヶ寺家と呼んできたのである。そして、この相伝相承は、西本願寺は第十四世寂如上人（一六五一〜一七二五）の時、元禄八年（一六九五）に相伝家、光善寺と教行寺の相承教学を異義と糺されたため、西本願寺はその後断絶した。東本願寺は、第二十世蓮如上人又は第二十一世巖如上人の時、断絶したと推測される。この相伝五ヶ寺家に残されていた相伝関係の書物類や、それに関する書類や系図、図式などを総じて、現在、『相伝義書』とこう呼んでいるのである。

第一段 相承口伝の系譜

真宗相承口伝の系譜を、『相伝義書』及び覚如上人等の著作物や他の真宗史料によって考察して、その歴史的背景を明らかにしていこう。まづ、『相承弁書』（『相伝義書』）には、

「黒谷云く、知らざる事に於て、人毎に皆疑心を起す 文 此の言宜なる哉。世こそりて真宗一流の大事相承の旨を知らず。これによりさまん、異解謗難をいひなせり。聊かそれを是非し申し分るにはあらねども、知らざるからは疑謗をなすも理りなれば、その相承と云ことを

面々よく／＼心得わきまふべきことなり。先づ相承の義といふは、祖師已来代々口づから仰せ伝へられて、蓮如上人已後その家々有て当流に於ての経論釈の見込、又は学文の仕様に其の習ひあることを仰せ伝へらるるを相承の義といふなり。常途に云ふ相承の善知識と敬ひ申すといふは、此の祖師已来の御口伝を受け伝へさせられて御文章等をも御製作あられ、普く御門下を勸化したまふ。御法義の源と信仰し尊重すること此の御口受の道を御伝へ守らせ玉ふを以て相承の善知識とは申し奉るなり」

とあり、真宗歴代の門主を善知識と言うは、親鸞聖人の浄土真宗相承の法義を守護し相い伝えるが故に、「相承の善知識」として信仰され崇められるのであって、それより外には何もないというのである。

この『相承弁書』では、歴代の門主が、ただ単に親鸞聖人の血脈というだけで、善知識とか、御門主とかと崇め信仰されることを批判して、親鸞聖人の相承の法義を相続し、伝承していくものであるから、「相承の善知識」として尊敬されるに価いするのである。そこに血脈的人執を離れて、法義相続を第一義に見極めている所が、血縁主義になりがちな宗教自体の持つ矛盾性を鋭くついでているともいえるのである。

親鸞聖人より如信上人以来歴代の門主たちが、親鸞聖人の法義相続を伝授してきた人であるから、相承の善知識として、その流れを汲む後代の真宗門徒たちも崇敬することができるのであるという。さて、いま『相伝義書』でかく、歴代の門主たちが、単なる血脈相承の門主に非ずし

て、法脈相承の門主であるという立場を表しているのであるが、果してそう言い得ることができるのかどうかを、これより考察していきたい。ただ、その論証として『相伝義書』関係の書物に依る面が強いため、読者の客観的判断を仰ぐという心苦しさが残るのである。

この考察にあたり、左記のごとく歴代を区切って、論証を進めていきたい。

- (一)節、親鸞聖人より覚如上人までの相伝
- (二)節、覚如上人より蓮如上人までの相伝
- (三)節、蓮如上人より五ヶ寺家分伝の相伝
- (四)節、蓮如上人より乗如上人までの相伝（略系譜）
- (一)節、親鸞聖人より覚如上人までの相伝

浄土真宗の相承の第二世に如信上人を挙げてくるのは、親鸞聖人の末娘覚信尼の孫覚如上人である。覚如上人は『口伝鈔』の冒頭に、「本願寺親鸞聖人、如信上人に對しまし／＼て、おり／＼の御物語の條々」

と、親鸞聖人は、子息善鸞の子の如信上人に、いろいろな法談をしていたとして、その物語りの内容を上・中・下の三巻に渡って記述しているのである。そして、その『口伝鈔』の後序には、

「元弘第一の曆、仲冬下旬の候、祖師聖人報恩謝徳の七日七夜の勤行中に相い当りて、先師上人 釈如信 面授口決の専心専修別願発願を談

話するの次に、伝持し奉るところの祖師聖人の御己証、相承の他力真宗の肝要、予が口筆を以て之を記さしむ。是れ往生浄土の券契、濁世末代の目足也。」

とあり、「祖師聖人の御己証、相承の他力真宗の肝要」と、明らかに如信上人が、真宗相承の人であることを認定しているのである。更に

「本願寺の聖人、黒谷の先徳より御相承とて、如信上人おほせられていはく」(『口伝鈔』下)

と述べて、法然・親鸞・如信の三代伝持の法脈をあらわし、親鸞聖人の真宗相承を受け継いだのは、正しく如信上人であると位置づけて、ここに、如信上人こそが、相承伝持の第二代目であると定められたのである。『相伝義書』の『浄土真宗依典籍私考』末では、「唯信抄義 一卷如信上人作」として、

「此の一帖は、祖師聖人より、如信上人御口受の旨を記し玉ふ処の一切の一帖なり。即ち奥に、『これは如信がもう／＼の時に、聖人よりうけたまはるところをかきつけたり』と記しまし／＼て、御口受共なり」

と述べ、この『唯信抄義』の奥書に、如信が親鸞聖人より承ったことを書き付けたものであるから、親鸞聖人の御口受と同じものであって、これは如信上人の大切な一帖であると定めている。そして、その後、

「然るに真宗末学の中に、如信上人は祖師面授口決に非ず、故に唯信抄義は偽書なり。尚ほ口伝鈔もそれゆへ齟齬ありと云々(乃至)高田

流よりか様の事を申し出すを聞習ひて出言することか、いづれも邪説なり」

と、如信上人の相承二代目の批判や『唯信抄義』偽作説に対して、それは高田派の聞き習いで言うことであって、「いづれも邪説なり」と退けているのである。

いまこの如信上人が口決面授の人かどうかは、次の覚如上人の相承伝持の真偽まで問われてくることになり、遂には、『相伝義書』の全体にまで及ぶ問題に発展しかねないことになる。幸か不幸か、如信上人の事は、現在のところ、真宗史学の上では、余り明確になっていないのと、しかもまた覚如上人以降の著作類にその事蹟について負う所が多いため、どちらとも決め難いのである。三代目相承の覚如上人は、二代目相承を如信上人と掲げ挙げることによって、自らの正統性を強調しようとした嫌いがある。従覚の『慕婦絵詞』卷三に、

「十一月なかの九日の夜、東山の如信上人と申し賢哲にあひて、釈迦・弥陀の教行を面授し、他力撰生の信証を口伝す」

とあり、この時如信上人は、五十三才、覚如上人は、若干十八才であり、如信上人より面授口伝を受けたというのである。『口伝鈔』の奥書には「予が口筆を以て之を記さしむ」と、如信上人より直接伝聞したことをこの『口伝鈔』に記述したと言ひ、『改邪鈔』の奥書に、

「右此の鈔は、祖師本願寺聖人 親鸞 先師大綱如信法師より面授口

決の正旨、報土得生の最要なり。余壮季の徃日、忝くも三代 黒谷 本願寺 大綱 伝持の血脈を従い受けて以降、鎮く蓄うるの所の二尊 興説の目足なり」

と述べて、「三代伝持の血脈」を相続しているのは、まぎれもなくこの自分覚如であるとしたのである。そして、『改邪鈔』本文では、

「ほしいまゝに自由の妄説をのべて、みだりに祖師一流の口伝と称するや、自失誤佗の過、仏祖の知見にそむくものか。おそるべし、あやむべし」

と、自分勝手に「祖師一流の口伝と称する」ことを逆に誠しめているのである。

覚如上人は、親鸞聖人の孫の覚恵より留守職を引き継ぎ、初代覚信尼・二代覚恵の第三代目留守職になったが、それは、親鸞聖人の曾孫という血脈に依る面が強くあった。実際、関東教団の中には、『歎異抄』の著者唯円をはじめとして、親鸞聖人の晩年の直弟子や、存命中の孫弟子たちが多く現存していたのであり、いかに碩学俊才の覚如上人であっても無視することができなかった。そういった直弟子たちも次第に姿を消していった、覚如上人六十才の時に、『口伝鈔』を著わして、血脈相承の上に、法脈相承を打ち出して、親鸞聖人より如信上人へ面授口決されたことを強調し、その如信上人より口伝相承しているのが、本願寺留守職の覚如であると、その正統性を強く主張してくるのである。この血脈相承と、法脈相承の両輪をもって、本願寺を親鸞聖人相承の最高位に位置づ

けようとしたねらいがそこに読み取られ、この『口伝鈔』でさえ「それゆへついでがし齟齬あり」と末学の宗学者たちより批判的ともなったのである。

しかし、口伝相承は、『歎異抄』にすでに

「先師口伝の真信に異なることを歎き、」

とあり、それは覚如上人の独断的発想でもなく、ただ余りにも政治的においが強いというだけのことでもあろう。

『相伝義書』の『安永勘進』巻一（真宗史料集成巻九）には、

「御公達七人の内、御嫡男範意は早世。その次善鸞は、法義相違候ゆへ、御勘気蒙らせられ候。その余は授法の御器量なく候ゆへ、第七の御女の覚信尼公と、御孫如信上人とへ法脈御相承なり」

と、相承を親鸞聖人の末娘覚信尼と孫の如信上人の二人を挙げている。又如信上人の欄では、「法脈の義は、祖師より直に御相承あそばされ候ふ」と、親鸞聖人より面授口決の相承であることを記している。そしてその終りの所には、

「如信の御子多けれども、その御器量なかりしゆへにや、法脈の御相承並びに寺務をば譲りたまはず、法義の器を鑑察ましまして法脈並びに寺務を覚如上人へ御附属なり。」

とあり、わが子たりとも器量に非らずば、相伝せずという『相伝義書』の心得が、明確に語られている。

覚如上人の欄には、

「如信上人を師範として、祖師聖人嫡伝の法脈を伝へ玉ひ、（乃至）

御撰述の聖教も数十部これあり。祖師御一流の末代に伝持し玉ふは、大功に在す善知識なり」

として、親鸞聖人以降の人の著作も聖教として扱い、また覚如上人をも善知識として見做しているわけである。

(二)節、覚如上人より蓮如上人までの相伝

覚如上人の後を継いで、相承伝授を受けたのは、次男の従覚上人である。

覚如上人には、仏教の学問に精通した長男の存覚上人がいて、正和三年(一一三二)一度留守職を譲るが、元亨二年(一一三三)に義絶され、暦応元年(一一三三)に解かれ、その後再び康永元年(一一三三)に義絶、そして観応元年(一一三三)に解かれるといったように、父子の譚論が絶えなかったと思われるのである。この義絶の理由について、

『反故裏書』(聖全三、九六〇頁)に、

「其嫡男存覚上人は、法門御問答御承伏の義なかりしかば、御義絶となり、しばらく空性房了源、渋谷仏光寺へいざなひまふし、自義骨張のたよりとなし申せしまゝ、いよいよ御不快たりしかば、東国、西国所々に忍び給ふ」

とあり、法義上の意見の対立がその原因と言われている。それを裏付けるものとして、暦応二年(一一三三)存覚が義絶を解かれた翌年に、覚如上人の留守職処分状には、

「次第附屬の儀を以て、従覚坊に処分する所なり。僧老比丘尼善照御房、御一期の後は、従覚御房、御留守職として、本願寺並びに久遠寺を住持す可きものなり。(乃至)抑、存覚小法師に於ては、已に仏法に附すの外道、冥罰を蒙るの条、顯然、其の咎軽からず、」

と、認められており、その教義の相違の甚しきを見抜いていた感がある。しかし、覚如上人が、存覚上人に対する厳しい態度とは反して、弟の従覚上人への相承は、何の条件もなく譲渡を認めている点は、『口伝鈔』であれほど口伝相承の正統性を記述しながら、そのことには何ら触れていないのである。恐らく覚如上人の存覚上人への期待が甚大であったことから、その期待が裏切られて、やむなく次男の従覚上人へ相承されたものと思われる。

『安永勸進』には、

「御嫡子存覚 常楽台の祖 は、博学広才の人におはせしかども、法義相違ゆへ、両度迄御勘気これ有り。(乃至)故に、御寺務を譲り玉はず。法脈をも御次男従覚上人へ御附属なり。」

とあり、法義相違が御勘気の原因としている。そこで、存覚上人の『六要抄』についての法義相違の事が問題となってくるのである。

『蓮如上人御一代記開書』一五八には、

「前々住上人へ、南殿にて、存覚御作分の聖教、ちと不密なる所の候りを、『いかか』とて、兼縁、前々住上人へ御目かけられ候えば、

仰せられ候う。『名人のせられ候う物をば、そのままにて置くなり。これが明答なり』と仰せられ候うなり」

とあり、兼縁が『六要抄』に不審があると蓮如上人に申し上げた所、名人の作ったものだから、そのままにして置くが、その心得であると即断されている。また『浄土真宗依典籍私考』本（『相伝義書』）には、

「此の六要抄は、祖師御入滅百歳後の註釈にして世に流布し、末学教行信証の末鈔と伝へ習ふて依用する故に、祖意に違ひ御己証に背くなり」

『浄土真宗傍依典籍』（『相伝義書』）でも

「善如上人より己来、代々相承の知識、今に於て彼法師の所釈を引証したまふこと一文もいまだ見へず」

と、存覚上人に対して手厳しく批判をしているのである。

『安永勸進』の従覚上人の欄には、

「従覚上人は、覚如上人の御次男にて、法脈御相承なり。本廟の寺務をも相続し玉へども、直に御子善如上人へ御譲りなり。」

とあり、従覚上人は、法脈相承と寺務の相承をされたが、寺務相承はすぐさま善如上人に譲られたとある。それ故、存覚上人も従覚上人も歴代の中に入らず、本願寺第四世は、善如上人となっている。その欄を見ると、

「第四世、善如上人は従覚の御子なり。法脈は従覚上人より御相承にて、本願寺第四世の別当職なり」（『安永勸進』）

真宗の相承は、父従覚上人より伝授されたと記している。

この覚如上人の時代には、相伝伝授の様様はどのようなものであったろうか。足利演正氏は相伝の中でも、特に『教行信証』相承には、

「厳肅な儀式が伴ったのであって、これを伝授式といい、その根源は覚如上人時代にあり、慶長年間の記録によると、伝授に要する日数は三十六日間（五日に一日宛欠日あり）であった。そして、貫主なり法嗣が受けられた場合、その後の伝では父上人より、返伝では教授師より、幾日もかけて宗義の肝要が伝えられ、又質疑応答も種々あったことが、現存の記録によってうかがわれる」（南御堂 58年11月号）

と述べられている。氏は「慶長年間の記録」と記してその出典を掲載していないので、確認できないのだが、覚如上人は、親鸞聖人の『報恩講式』を製作するなどして、儀式的なものを真宗に取り入れており、この時代に伝授式が行われていた可能性も十分に考えられる。

次の三世代は、『安永勸進』の記述の欄は、わずか三行になっている。

「第六世巧如上人は、（第五世）綽如上人の御子なり。」

第七世存如上人は、巧如上人の御子なり。右三代は嫡々次第相承にて法脈を伝持し、本廟を寺務したまへり」

この第四世より第七世の四門主については、他の資料を拝見しないため、何とも言えないが、『相伝義書』の立場もその論拠の薄さがために数行より記述がないのであろう。次の第八世蓮如上人の欄には、当然父子相承が記述されておらなければならない筈なのに、それがないのであ

る。ただ「存如上人の御嫡子にて」とだけあって、法脈相承は当然として省略したのかどうか分からない。しかし、蓮如上人の第六男蓮淳が旧記を添削して記述したと伝えられる『蓮淳記』『蓮如上人御若年ノ砌ノ事』（『蓮如上人行実』稻葉昌丸編、六十四頁）には、

「教行信証又は六要鈔等常に御覽せられ、又安心決定鈔は三部まで御覽じやぶらせられたる事候ふように、聖教等御覽せられ、存如上人へも法流の一儀、懇に尋ね参らせられけると見へ申しける。御相承の儀あきらかに御座さふらひつると見へ申しさふらひき。」

とあり、蓮如上人が父存如上人より、真宗相伝の法流の一儀を詳しく尋ね聞かれていたと思ひ知られる。歴代門主よりの御直伝の相承の事は明らかに行われていると思ひ知られることである、と書いてある。

門主から次の門主へ直接に相伝することを特に「下的伝」というのであるが、その的伝相承がいま、この『蓮淳記』では、存如上人より、蓮如上人へ確かに行われていたことを明らかに示そうとしたものである。そして、蓮如上人の『御文』には、この相伝相承に関するところが、随所に出てきていて、そのことを裏づけているとも言えるのである。『御文』第三帖目を見ると、

「浄土宗の流義まち／＼にわかれたり。しかれども、それを是非するにはあらず。ただわが開山の一流相伝のおもむきをもうしひらくべし」（第五通）

「それ聖人御入滅は、すでに一百余歳を経といえども、かたじけなく

も目前において、真影を拝したてまつる。また德音は、はるかに無常のかぜにへだつといえども、まのあたり実語を相承血脈して、あきらかに耳のそここのこして、一流の他力真実の信心いまにたえせざるものなり」（第九通）

「内心にはさらにもって当流安心の一途を決定せしめたる分もなくして、あまっさえ相伝もせざる聖教を、わが身の字ぢからをもつて、これをよみて、しらぬえせ法門をいいて、自他の門徒中を経回して、虚言をかまえ、」（第十一通）

「われは仏法の根源をよくしりがおの体にて、しかもたれに相伝したる分もなくして、あるいは縁のはし、障子のそにて、ただ自然と、ききとり法門の分齊をもつて」（第十二通）

「ちかごろ、もつてのほかみな人のなへの不足ありてか、相伝もなき、しらぬくせ法門をいいて、人をもまどわし、また無上の法流をもけがさんこと」（第十三通）

このように『御文』第三帖には、「開山の一流相伝」、「実語を相承血脈」、「相伝もせざる聖教」、「相伝したる分もなく」、「相伝もなきしらぬくせ法門」と、相伝伝授の言葉が出てきているのは、蓮如上人の時代明らかに相伝伝授が行われていたことを物語るものである。また、逆に、この『御文』を見ると、相伝になき教えが乱行していたことが知られるのである。そのことについて足利演正氏は、

「相伝の儀式を悪用したききとり法門がかなりあったらしい。このこ

とは、蓮如上人にとって全く皮肉な現象であったに違いない。たといこうした法門が宗祖や覚如上人の時代から夜中法門として行われていたとはいえ、せっかく五家・三家を立てて敎学の確立を願われた蓮如上人にとっては、全く驚き以外の何物でもなかったらうと想像される。

と述べて、正伝伝授式の模倣をして、戸の外や縁の端で布敎師の説法を聞くという、師の顔を見ずのきき取り法門が流行していたとも指摘されているのである。

(三)節、蓮如上人より五ヶ寺家分伝の相伝

1 五家分伝

『安永勸進』には、

「祖師聖人より面授口決の真宗相承の大事は、如信上人より蓮如上人までは、本山御別当職、唯一人の御口伝なりしを、蓮如上人尊慮を廻らされ、末代に至り万一本山断絶することあらんときの為とて、御連枝一族の内にて、法義の器量を御見立てあそばされ、御口伝の御分ちなされ、御本書相伝の家を御立てなされ候ふ。常楽寺光信・顕証寺蓮淳・光善寺光淳なり、是れ五ヶ寺の始めなり。」

この一家相承を五家分伝するという文について、顕誓（第四男蓮誓の第九子）の『今古獨語』にもそれを推測させられる記述がある。

「明応八年（一四九九）三月九日、蓮如上人御病中、賢息五人の御兄

弟に対して仰せられてのたまはく、御在世の間におきて、開山聖人の御法流たておほせられ畢ぬ。この趣きかたく末代に至るまで、あひまもりたまふべし。第一兄弟の中よく、真俗ともに仰せあはせらるべきむね、ねんごろに命じまし／＼ければ、実如上人並に蓮綱・蓮誓・蓮淳・蓮悟、一同に御請をなされ侍りぬ。（乃至）その時、蓮芸も御得度ありといへども、若年のあひだ、先御成仁五人をさしまふされしとなり。」

この『今古獨語』では、「万一本山断絶」という内容は含まれておらず、「六親不和にして、三宝の加護なし」との、第一に兄弟、親族仲よくして親鸞聖人の法流を守護することを幾重にも誠められて遺言とされたとある。

所で、『安永勸進』の一家相承五家分伝の記述を、いま『古今獨語』にあてはめて何うと、一家相承は、実如上人が本願寺第九世となり、五家分伝は、蓮綱（康）は松岡寺、蓮誓は光敎寺、蓮淳は願証寺、蓮悟は本泉寺、蓮芸は敎行寺の五ヶ寺家に配当することができる。

ただし、それは両文の記述が対応する内容であるという前提のことである。その仮説の上でなお論ずるならば、『古今獨語』は、筆者顕誓が父蓮誓からその場に連座した時の話を聞いて永禄十年（一五六七）に書いたものであり、『安永勸進』は、真宗寺真昭が『安永』の時（一七七三～一七八一）に執筆したものであるから、『古今獨語』の方が、資料的には古く内容的にも原初の形を留めている率が高いと考えられる。だ

とすれば、『古今独語』の五家分伝は、原初の子ヶ寺家に当るものであり、『安永勸進』はじめ『相伝義書』類の書物上にあらわれる五家分伝の記述は、原初形から、移動或いは修正されたものか、又は伝承伝聞を基に逆に原形を作成したものかと言うことができるのである。以上の論証は、両文の類似性をもとに仮説の上で私見を述べたものである。

では、『相伝義書』類が示す初期の子ヶ寺家とは、

- 一、常楽寺 光信
- 二、願行寺 光信(兼任)
- 三、顕証寺
- 蓮淳
- 四、教行寺 蓮芸
- 五、光善寺 光淳

である。

一と二、光信(不明く一四七七)

光信(蓮覚)は、常楽寺第四世空覚(光崇)の長男である。父空覚は、本願寺第六世巧如上人の次男で、第七世存如上人の弟である。光信は、常楽寺第三世の光覚の猶子となって、父空覚の後第五世を継ぐ。光信は、蓮如上人の娘如慶を妻にしている。また蓮如上人の命により、願行寺を兼任し、常楽寺を常楽寺に改号した。文明年中に山科に移住し、また越中に下り証願寺に籠居する。光信の長男兼忠(如覚)が常楽寺第六世となり、次男光淳は光善寺に入って第二世を継ぐ。三男昭尋(実賢)は証願寺を継いだ。

常楽寺は、覚如上人の長男存覚上人の開基寺である。光善寺蔵の『相伝十一通、条目』の第九卷の『伝来相承系図』には、光信は、光助法印

(願如)と他の三人(付録参照)とともに、蓮如上人より相伝『教行信証』の直伝授与を受けた人となっている。光信の長男兼忠と三男の昭尋は、相伝を授与されたかどうか不明である。二男の光淳は系図では、蓮如上人より直伝授与されたことになっている。また光信が兼任していた願行寺は、兼為が第二世を継ぐが、この人物のことも不明である。

光信系の相伝について、足利漬正氏は、

「常楽寺・願行寺は、兼任した蓮覚(光信)一代で終わっている」と言われている。それで光信一人が相伝授与者ということになる。

所で、『教行信証』を直伝授与されるのは、『正伝』の授与を意味することである。また、『筐伝』とは、『相伝十一通、条目』の書写を許されたことをいう。この書写は、正伝の授与者にも当然許されるものである。そのことは、『相伝十一通』第十卷、「正伝筐伝差別之事」として記述されている。ただ、この正伝、筐伝の差別が、蓮如上人時代よりあったかどうかはわからない。『相伝義書』もいろいろな波乱をくり抜けているゆえ、種々の取り決めがなされつつ相伝を守護してきたものと推測される。

正伝の『教行信証』の直伝を授かる時の心得としてまず『相伝十一通、条目』を書写し、その第一巻より第十一巻の条目に従って伝授が行われる。『教行信証』伝授は、凡そ二ヶ月程で、その拝読の期間の日程が、第三巻に記されている。そして、その拝読の前とその期間中の心得が、第二巻「教行証伝受之法式」の中に十三項目にわたり記述されている。実際、拝読に及ぶにあたっては、第四巻、第五巻の科文に従って訓読並

びに講義がなされるのである。また、聖教を拝読する真宗の心得として
 隱彰頭密の義が、第七卷に記述されているのである。講義の参考書とし
 て『教行信証大意』（覚如上人著）がそのまま第六卷となっている。そ
 して、第一卷は、正伝・筐伝の器量監察の心得が記述されているのであ
 る。この『相伝十一通、条目』は、授与者の相伝心得であると同時に、
 教授者の相伝指導書でもあるわけである。そして、この『教行信証』の
 伝授が、終ると、正伝授与の儀式が取り行われて、正伝の授与が正式に
 認められることになるのである。

三、蓮淳（一四六四～一五五〇）八十七才没

蓮淳（兼蒼）は、蓮如上人の第六男である。文明三年（一四七一）八
 才の時、蓮如上人が、北陸越前に巡化の途につかれるにあたり、蓮如上
 人創建の大津近松村の願証寺に親鸞聖人の像があり、それを留守番させ
 るために蓮淳をその寺に留める。その後、蓮淳は、河内の西証寺も兼任
 することになる。その西証寺とは、蓮如上人によって創立され、蓮如上
 人の十一番目の実順（兼性）に継がせるが、永正十五年（一五一八）二
 十五才にて若死をし、またその長男の実真も享祿二年（一五二九、十三
 才没）に早世してしまい、蓮淳が、実順の妻妙祐の実父にあたるため、
 その寺を継ぐことになったのである。それで、蓮淳は大津近松の願証寺
 と河内久宝寺村の西証寺との二ヶ寺を往来することになったが、不運に
 も近松の願証寺は、天文元年（一五三二）八月に、六角定頼の軍によっ

て焼失してしまふ。それで、河内の西証寺を願証寺と改号して、天文八
 年（一五三九）河内の願証寺を長男の実淳（兼盛）に譲って、再び大津
 に帰り、願証寺と豎田称徳寺（慈敬寺）とを兼任していたが、天文十一
 年（一五四二）第三実淳（五十一才没）が死去したため、再び河内の願
 証寺に戻るようになった。

蓮淳は、その他伊勢長島の願証寺と河内萱振の恵光寺などを創立し
 た。また、蓮淳の娘融誓は、本願寺第九世実如上人の二男円如上人（光
 融法印）に嫁ぎ、第十世証如上人（光教）の母となっていた。

また、長島の願証寺は、蓮淳の二男実恵（兼幸）が第二世を継いだ
 が、天文五年（一五三六、四十一才）に死去し、第二世実恵の長男証恵（教幸）
 が第三世を継いだ。また近松と河内の願証寺の方は、願証寺第二世実恵
 の四男証淳（教忠）を願証寺第三世実淳の猶子として第四世を継がせた。

また、恵光寺は、蓮淳の門弟であった賢心が後を継いだ
 が、天文七年（一五三八）に世を去り、蓮淳の孫にあたる願証寺第二世実恵の三男慶
 超（延深）に第二世を継がせた。第三世は願証寺第三世証恵の次男良恵
 を恵光寺第二世慶超の猶子として継がせた。第三世良恵の長男良超は、
 第四世を継ぎ、慶長十一年（一六〇六）に恵光寺再建落慶を果し、慶長
 十五年七月、一旦東派に転派するが、同十七年に西派に復帰する。

さて、蓮淳は、父蓮如上人より相伝『教行信証』を直伝授与された人
 という。光善寺家伝来の『相伝十一通、條目』の第九卷の『伝来相承系
 図』（付録参照）には、

「蓮淳 願証寺 半身御影 并

教行証 御文章授与 一

とあり、蓮如上人より『半身御影』と『教行信証』と『御文章』の三点を授与されたと記してある。また、『十一通』の第六卷の『広略大意指南文』（覚如上人の『教行信証大意』の別称）とは別本の奥書には、小紙が貼ってあり、そこに書いてある文は、

「この年号月日奥書は、願証寺蓮淳へ御伝授の旨、当寺にて御清書御染毫なり 一

とある。「この年号月日奥書」とは、この本の奥書を指しており、それは

「文明九年 丁十月廿七日

至巳尅令清書定訖 六十三歳 判」

つまり、蓮如上人が蓮淳に『教行信証』相伝伝授のため、文明九年（一四七七）の十月廿七日に巳の刻に至るまでこの『広略大意指南文』を清書したというのである。この資料の上で窺えば、蓮淳は、蓮如上人より相伝を直伝授与されていたと言うことができる。

また蓮淳系の相伝は、足利演正氏によれば、

「願証寺は、蓮淳^(三世)・実淳^(三世)・証淳^(四世)の三代相承」() () は筆者補記)

その後は、相伝は断絶したという。また長島の

「願証寺は、(蓮淳)^(三世)・証恵^(三世)・真高^(六世)の二代である」(蓮淳)は筆者補記)

と足利氏は言っている。三世から六世に飛んでいる理由は、願証寺は、

第五世願忍（佐禿）十四才の時、即ち天正二年（一五七四）九月、織田信長の長島攻めにあい残敗した。一族みな戦死、願証寺は焼失して、断絶する。願証寺第四世証恵の弟証栄（幸俊）が、西美濃の平尾に創立した真徳寺を真徳寺第九世の真高（性栄）が、安永二年（一七七三）に願証寺と改号して復興させた。それ故、真高は一度断絶した蓮淳系統の相伝を真宗寺真昭から返伝を授与されて、再興した人である。その模様は『安永勘進』第九に、次の如く記されている。

「真徳寺も願証寺同家の由緒御座候ふ上、乗如上人御代御取立の御約束もこれあり候へども、真徳寺にては御取立あそばされがたき事故、本家願証寺の寺号を下され五ヶ寺に御取立あそばされ候ふ。何れも古来の五ヶ寺退転の寺跡を下され候て、御取立のことなり。尤も右御取立の節は、先づ五ヶ寺衆を召され内々御尋の上、五ヶ寺衆異義これ無きの由、御請申し上げ候ひて後御取立の儀仰せ出され候ひき。」

東西分派や、戦火等で退転した旧五ヶ寺家の寺号復興と同時に、異義、異執なきことを確かめた上で取り上げたと述べている。

恵光寺については、足利氏は何も述べていない。恵光寺は、第五世准良（昭厳）は、天和元年（一六八一）に退寺し、上京する。その後貞享二年（一六八五）六月に、（第六世）一行（海俊）と寺を捨てて父子そろって西派より東派へ転派する。准良は、西本願寺第十二世准如上人の七男で、第十三世良如上人の弟であり、転派の折りは、第十四世寂如上人の時で、叔父・甥の関係でもあった。転派後、摂州平野道場迎春寺を以て

惠光寺と改号したという。この惠光寺については『安永勘進』は、

「惠光寺 一如上人御代西方より帰参す。五ヶ寺に御取立て」

と記されているだけで、相伝のことについては何も触れていないのである。

四、蓮芸（一四八四〜一五二三 四十才没）

蓮芸（兼琇）は、蓮如上人の第八男である。

教行寺は蓮如上人の創建で、撰州有馬郡塩瀬村名塩にあったが、山間に位置し教化弘通に不便であったため、撰州富田に移り一字を建立して、教行寺と号した。明応七年（一四九八）蓮芸にこの寺を住持させた。

所が、名塩の村民達が法義を慕い富田の教行寺に来て名塩の地も教化を願い出たため、蓮芸は両寺を兼任することになった。教行寺は永禄三年（一五六〇）蓮芸の長男第二世実誓（兼詮）の時、院家に補せられている。

実誓は晩年百済願成寺に住した。第三世は、実誓の長男証誓（佐栄）で寺を大和左味田（北葛城郡河合村）に移す。証誓も晩年百済願成寺に住した。第三世証誓の次男顕誓（寿詮）が第四世を継ぐ。長男顕珍（佐継）は、本善寺第四世証珍（佐順）の猶子となるが、慶長七年（一六〇二）第十二代教如上人が本願寺の復職を宣言されてより、東西の分派が起こり、本善寺の証珍が西派に属したため、猶子の顕珍は寺を捨て、子の寿継を携えて東派に帰属する。また教行寺の顕誓は、磯城郡田原本に一字を建立して移住する。教行寺第五世は、顕誓の子の教誓（寿仙）が継ぎ、第六

世も教宣の子の宣誓（従海）が継ぎ、承応二年（一六五三）に箸尾坊を建立して、富田の教行寺を別号と称した。その宣誓の子の琢誓（瑛尊）が、貞享年中（一六八四年〜一六八八）に西派へ一身帰属して、桑名の願証寺十一世となる。それ故、浅井宣政の子一誓（海心）を猶子にして第七世を継がせたのである。

一方、名塩の寺を広教寺と号して、蓮芸の次男賢勝（琇宣）が二世を継ぎ、兄にあたる教行寺第二世実誓の三男琇孝（賢超）を猶子に迎えて、広教寺第三世を継がせた。琇孝は、東西分派の時、西派に帰属す。その子の准超（円佐）が第四世を継ぎ、寺号を教行寺に改めた。准超の子の寂超（常晴）は、第五世を継いだ。元禄八年（一六九三）光善寺第九世寂玄（常顯）とともに異義の徒として訴えられ、寂玄は住持職を奪われ、寂超は悔謝させられその後、広教寺を退寺し蟄居の身となったのである。

蓮芸についての相伝は、足利氏は、父蓮如上人より相伝『教行信証』を直伝授与された一人であると言われている。顕誓の書いた『今古独語』には、蓮如上人が亡くなる十六日前の明応八年（一四九九）三月九日に、実如上人初め、蓮綱・蓮誓・蓮淳・蓮悟の五人の兄弟を一同に集めて、本願寺の後事を托されたのであるが、

「その時、蓮芸も御得度ありといへども、若年のあひだ、先づ御成仁五人をさしまふされしとなり」

と、蓮芸は十六才の若年であったため、その席に呼ばれなかったのである。これを見る時、多少蓮如上人より直伝があったことが希薄になって

くるのである。ただ、『空善記』には、明応四年(一四九五)蓮淳十二才より亡くなる明応八年の三年余りの間、幾度も蓮芸のいる富田の教行寺に蓮如上人は足を運ばれていたことが、記されているのである。とはいへ、正伝である『教行信証』相承が行われていたとも考えにくいのである。それは、『本願寺作法・次第』一一四(蓮如上人行実)二一六頁)

「教行信証は蓮如上人の仰には、廿歳より内にはよますべからず候、若時は何としても聊爾に存ずる間、廿より以後よますべし、との仰候ふ間」

と蓮如上人の第十男実悟(兼俊)が記述しており、「愚老も廿五にてよみ申し候」といって、その右註には「よむべきもの奏者を以て申入り、御免の由有るべく仰せ出だされ候ふ」と、『教行信証』の相伝に対しては、より厳格なことを示している。蓮芸が、『教行信証』を伝授されたということであれば、蓮芸が十二才から十六才の間に父蓮如上人から伝授されたことになる。だとすれば、蓮如上人の晩年のことゆえ、蓮芸には格別のはからいがあったのかも知れない。『伝来相承系図』には、

「蓮芸 教行寺 相承巻物一軸

安祥御影授与

とあり、相伝授与の一人である証拠を記しているのである。

さて、蓮芸系の相伝については、足利氏は、

「蓮芸(二世)・実誓(三世)・証誓(四世)・顕誓(五世)・宣誓(六世)の六代相承とその次の三代(七世)・一誓(八世)・真誓(九世)は相伝なく、十世の真芸が相伝を受けて終って

いる」(南御堂 58年11月号) ()内は筆者補記)

と言われている。断絶の理由は、第六世宣誓の時、長男琢誓が西派に転派したことに依るのであろうか。琢誓が転派する頃には、宣誓は六十才前後になっていて、それから猶子を貰って相伝することは、困難であったかも知れない。また、琢誓は父より相伝を授与されて、その後転派したのかどうか不明だが、相伝の器であれば、転派は琢誓三十五才以降のことであるから、当然相伝授与が行われていたと考えられる。

所で、第九世真円(性恵)は長福寺の深諦院海恵一円の長男であり、東本願寺第十六世一如上人(光海)の孫にあたる人である。それ故、享保十二年(一七二七)に東本願寺第十七世真如上人(光性)の猶子となつて、諦住院殿真円と称して、享保十三年に、箸尾の教行寺住職を襲り延享元年(一七四四)十月真如上人御遷化になり、新門主融如上人(光濟)も十二月十二日死去によって、東本願寺に入り、第十八世従如上人(光超)となる。そして翌二年五月より光善寺第十世一玄(海頭)より「同年二月乙丑五月浄土真宗相承之大事 広本『教行信証』御伝授之儀」(『還源録』本『相伝義書』)とあり、相伝を授与されたこととある。

従つて、足利氏の言う教行寺の七世・八世・九世の「三代は相伝なく」のうちの第九世真円は、東本願寺門主になってから、相伝授与されており、よつて真円は相伝の一人として扱われるべきである。足利氏も、真円と従如上人が同一人物であったことに気がつかず、感違いをし

ていたものと思われる。

第十世の真芸は、福山城主阿部伊勢守正意の息子で、初め延享三年（一七四六）より、恵光寺第九世真淳（性澄）として寺務を執り、翌四年大恩寺に住し、寛延元年（一七四八）に転住して教行寺第十世真芸（性瑠）となった人である。そして、この真芸への相伝は、大信寺第六世（元、真宗寺第十六世）真覚（超芸）より、宝暦二年（一七五二）に相伝授与が行われたのである。

「同五月、故大僧都（真覚）和州教行寺へ参向、予（真昭）も随従、同月十五日蓮芸一流の大事御相伝の書物を以て、真芸へ口授せらる。予も、御真筆拜閱に預り、傍伝え候ひき。

其の後、真芸累年病身にて、同七年五月卒。貫首の命有り、相承の箱、故大僧都封印され、後室誓恩院徒芸尼公故貫主御妹御預り也。」

〔還源録〕本）

この時の相伝は、途絶えていた相伝を復興させたのであるから、返伝というべきであろう。そして、真芸は、相伝を授与された五年後の宝暦七年（一七五七）に没し、その後、従如上人は真覚に教行寺相承の箱を封印させ、自分の妹にあたる真芸の妻徒芸に預けさせたのである。門主の命でひとたび封印されたものは、時代が経だたっても門主の許可がなくては、誰れも開封することが出来ないことになっていたのである。当時は貫主や門主の命による封印は、非常に厳格に遵守されていたものと考えられる。

また、広教寺の方は、相伝が行われていたのかどうかということであるが、それは不明である。ただ、蓮芸の時代は両寺兼住であったことから、広教寺第二世賢勝あたりまでは相伝を授与されていたのかも知れない。また、第五世寂超が、西本願寺第十四世寂如上人より異義、異執、邪義とされたのは、この相伝教学を指していることであることからみれば、広教寺も教行寺の姉妹的寺院関係を、東西分派後も維持して、相伝の相承を行ってきてもおかしくない。今の所、『相伝義書』類の中で広教寺関係の人が登場するのは、蓮芸と寂超の二人だけである。

五、光淳（一四七四～一四九七 二十四才没）

光淳は、常楽寺五世光信の三男であり、蓮如上人の外孫にあたる。光善寺第一世順如（光助法印）は、文明十五年（一四八三、四十二才）で死去す。それ故光善寺が無住になったため、光淳が光善寺に入り第二世を継いだ。光淳は、順如の次女如宗を妻にしている。光淳若くして死んだため、井波の瑞泉寺第四世蓮欽（玄真）の次男実順（兼珍、一四八六～一五四八、六十一才没）が、光善寺第三世を継ぐ。光淳は、蓮如上人の長女如慶の子であり、実順は、六女の了如の子であれば、従兄同志にあたるわけである。実順は、光淳の娘如円を妻にしている。この実順の時、すなわち天文三年（一五三四）光善寺焼失となる。当時乱世のため摂州島下郡鳥飼、河内茨田部大場などへ移転する。実順の長男実玄（兼智又は珍充、一五一〇～一五七〇、六十一才没）が、第四世を継ぐ。実

順の長女妙意は、蓮如上人の十三男にあたる順興寺第一世実從（兼智）に嫁ぐ。また光善寺第四世実玄は、教行寺第一世蓮芸の次女妙誓を妻にしている。この実玄の時、光善寺の寺号を賜わる。（一説には、光淳の代明応三年（一四九四）に光善寺と号したという）。又、永祿三年（一五六〇）に院家に補せられた。実玄の子の頭勝（佐順）が、第五世を継ぐが、東西分派の時頭勝は、西派に帰属する。この頭勝の時代、慶長年中（一五九六～一六一四の間）に撰州島下郡島坊しよまを創立する。第六世には、順興寺第二世頭從の長男准勝（昭珍）が第五世頭勝の猶子となって継ぐ。慶長十一年（一六〇六）に第五世頭勝が亡くなり、光善寺第六世准勝は、恵光寺第四世良超と、順興寺の弟印盛とで、東派に帰属するが、しばらくしてまた西派に復帰する。准勝は、寛永十四年（一六三八）元の出口の地に光善寺を再建する。准勝の長男准玄（円雅）が、第七世を継ぎ、次男証順は、順興寺第四世印盛の猶子となり順興寺第五世を継ぐ。准玄は、寛永十六年（一六三九）西派学林の初代能化職に任じられる。在職八年間で、その後撰州の島坊しよまに住した。准玄の子の良玄（円珍）が第八世を継ぐ。良玄の子の寂玄（常頭）（一六五五～一七二六 七十才没）が、第九世を継ぐ。永祿八年（一六九五）に光善寺寂玄と広教寺寂超とが異義・邪義に問われ、寂如上人より退寺を命ぜられ、翌九年正月三日寂玄は、長男一玄（海頭）とともに、東派に帰属した。そして、永祿十四年（一七〇一）東本願寺第十七世真如上人より、京都東洞院に敷地を賜わり、京に光善寺を建立する。のち烏丸に移築した。

第十世は、一玄（一六八三～一七四六 六十四才没）が継ぐ。弟の真順（一六九二～一七六四 七十一才没）は、寛永六年（一七〇九）に南溟寺に入寺する。この南溟寺は、もと長泉寺と号していたが、延宝（一六七三～一六八〇）の頃、樹心の時に今の寺号を賜わる。この寺は、三世代の間後継がなくて、真順によって継承された。それ故、光善寺の分流寺となる。南溟寺第二世は、淳心（恵関）（一七一二～一七六一 四十八才没）が継ぐ。

光善寺第十一世は、一玄の長男真玄（性頭）（一七〇九～一七五二 四十四才没）が継ぐ。次男真勝（性珍）は、初め本泉寺（真恵性俊）に入寺、その後退寺して淨興寺性芸となる。享保三年（一七一八）父一玄より義絶を言い渡される。第十二世は、真玄の長男從玄（超頭）（一七五八～一八一四 六十五才没）が継ぎ、天明三年（一七八三）に光善寺を再建する。第十三世は、乗玄（一七八二～一八三六 五十三才没）が継ぎ、第十四世は、達玄（一八三三～一八七一 四十七才没）が継ぎ、以下の世代は現代に入る。

光淳は、『伝来相承系図』では、蓮如上人から、順如・光信・蓮淳・光淳・蓮芸の五人が相伝を授与されたことになっており、その中の一人に含まれている。この系図は、光善寺系を中心に作成してあるため、順如・光淳と二人まで光善寺系の人を蓮如上人直伝授与としているのである。その系図の光淳の下に

「光淳 光善寺 広畧指南一卷 井 自画御影授与」

とあり、その『広略指南』一巻の奥書には、

「時也明応三甲寅季十一月二十八日

遂述作清書之功 并自画肖像

相添令控与写畢

蓮如 滿八
十歳

光淳小師

」

とあれば、この資料の上から見ると、光淳は祖父蓮如上人より相伝『教行信証』の直伝授与された人と言うことができる。『広略指南』一巻とは、覚如上人の『教行信証大意』の別称である。明応三年（一四九四）

は、蓮如上人八十才で、光淳は二十一才の時である。そして光淳はその三年後に死去するのである。第三世の実順は、光淳没後に光善寺入寺であるから、光淳から相伝は受けておらず、誰れから相伝を授与されたのか不明である。恐らく実如上人より授与されたであろうと推定される。

第四世実玄は、父実順より相伝授与されたであろう。第五世顕勝も父実玄より相伝授与されたであろう。第六世准勝は、順興寺の顕従の子であるから、『伝来相承系図』では、顕従より相伝授与されたように縁が引かれてある。第七世より第十一世までは、父子相伝授与が行われたようである。第十二世從玄は、本宗寺第十世真詮（超弘）（一七二五～一七九〇以降まで存命）より、返伝授与されたことは、記録が残っており確かである。第十三世乘玄は、本宗寺乗愷より返伝を授与されたことに『相承系図』はなっている。この本宗寺乗愷は、光善寺第十一世從玄

より相伝を授与された人である。いま、足利氏は、光善寺家の相伝を、
「光善寺は、^(第一世)（第二世）^(第三世)（第四世）^(第五世)（第六世）^(第七世)（第八世）
^(第九世)（第十世）^(第十一世)（第十二世）^(第十三世)
寂玄・一玄・真玄・從玄・乗玄」と十二代（十三代）連続して相承している」（内は筆者補記）
と言われている。

光善寺家の分流になった南溟寺は、第二世淳心の時、大信寺真覚より箱伝が授与された。『還源録』本よりその記述を抜き出すと、

「同年（宝暦七年）十二月廿一日 称名寺中将、真詮へ箱伝授与、八尾の坊に於て其の式行われ畢る。」

此後、南溟寺淳心 常敬寺冥鎮 後号西光院 各故大僧都（真覚）より箱伝を授けられ畢る。」

とある。従って南溟寺家も、相伝家の一つとして考えられるのである。以上の如く、一家相承五家分伝の光信・蓮淳・蓮芸・光淳の相伝家を考察してきたのである。そして、この考察より、相伝家を窺えば、光信系（常樂寺系・願行寺系）の相伝は、光信の一人である。次に蓮淳系（願証寺系・願証寺系）の相伝は、蓮淳・実淳・証淳・証惠・真高の五人である。蓮芸系（教行寺系・広教寺系）の相伝は、蓮芸・実誓・証誓・顕誓・教誓・宣誓・真円・真芸・寂超の九人である。光淳系（光善寺系・南溟寺系）の相伝は、順如・光淳・実誓・実玄・顕勝・准勝・准玄・良玄・寂玄・一玄・真玄・從玄・乗玄・淳心の十四人である。この外にもこの五ヶ寺家のもので相伝授与者はあったものと想像されるのだが、資

料がないためと調査研究不足により、現在の所、五ヶ寺家系の相伝授与者は二十九名を列挙するに留まるのである。

2 三家分伝

蓮如上人没後、第九世実如上人になって、五ヶ寺の相伝家に加えて三家が取り建てられ、更にその上に別家五家を取り建てられたという。

いま三家とは、『伝来相承系図』に

「実賢 称徳寺 後号 慈敬寺

実悟 瑞泉寺 本泉寺 願得寺 兼帯

実孝 本善寺

とある。所が足利氏は「瑞泉寺・本泉寺」を三家に入れておらず、そのうち本泉寺は、別家五家の方に入れている。

一、実賢（一四九〇～一五二三 三十四才没）

実賢（兼照）は、蓮如上人の第九男にあたる。

称徳寺は、蓮如上人が江州豎田に化導の折り暫く御滞在された旧地であったことから、願証寺蓮淳が、明応年中（一四九二～一五〇〇年）に一字を建立し、本法院称徳寺と号した。永正三年（一五〇六）実賢十九才の時、本願寺第九世実如上人の命により称徳寺を引き継ぐ。（一説にはこの時、称徳寺の寺号を賜わり改号すとある。）そして、実賢の長男実誓（教清）（一五一九～一五七三 五十五才没）が、第二世を継ぎ、

その折り、本願寺第十世証如上人の命を受けて、慈敬寺と改号した。また、天文十七年（一五四八）八月に焼失するが、しばらく後再建された。第三世は、実誓の長男証智（佐増）が継ぐが、天正年中（一五七三～一五九一）に兵火にあい、高島郡船木村に移転する。次男の空誓は、三河の本証寺第十世を継ぐ。その後、慈敬寺は東西分派のあおりを受けて、第三世証智の息子兄弟のうち長男願智（佐賢）は、西派に属し永田村（清冷（涼）寺別院）に住し、四男の教尊（智興）は、東本願寺十二世教如上人に従い、船木慈敬寺に住した。従って、慈敬寺の第四世は、東派では四男の教尊が継ぎ、西派では長男の願智が継ぐという結果となった。また五男の教暎（従増）（一五九六～一六七二 七十七才没）は、慶長十年（一六〇五）に越前福井に、本瑞寺を創立して第一世となる。

また、慈敬寺が元亀年中（一五七〇～一五七二の間）に兵火に遭遇して、いまだ再興されずにあつたため、東本願寺第十三世宣如上人は、教暎に本家の慈敬寺を命じて、寛永四年（一六二七）、三河吉良大塚村に豎田時代の旧名本法寺をもって再興した。この本法寺が、慈敬寺を引き継いだ形となっているため、教暎は本法寺第六世となっている。それ故、教暎は、福井の本瑞寺とこの本法寺とを兼任することになった。しかし、晩年教暎は西派に転派してしまったのである。教暎の妻教応は、東本願寺第十二世教如上人の三女で、宣如上人の姉にあたる人であった。

その後東派の慈敬寺は、次の第五世証尊（智増）の代に、高島郡加茂

(鴨)村に移住する。西派の慈敬寺は、第五世良智が継ぎ、第六世は、寂智が継いだのである。また、本瑞寺は、第二世を宣亨(從応)が、第三世瑛舍(琢性)が継ぐ。本法寺の方は、第二世良秀(円増)の時に江戸牛込へ移転し、元禄十年(一六九七)再び東派に帰参した。

実賢は、蓮如上人入滅の時は十才であったため、第九世を継いだ実如上人より相伝授与されたことになる。『伝来相承系図』には、実如上人の下に

「光融法印 実賢 実悟 実孝」

の四人の名が列ねてある。つまり三家の初めに光融法印(円如上人)が加えられてもいる。他の記録がないため、この系図より拝する上では、四人が実如上人より直伝授与されたことになっている。

実賢系についての相伝は、足利氏は、

「慈敬寺は、^(二世)実賢・^(三世)実誓・^(四世)証智・教尊の四代相承」()は筆者補記)

と言われている。弟の第四世教尊は東派に属し、相伝授与者となっており、西派の兄の第四世顯智は、相伝の有無を記していない。つまり、それは東西分派の頃までは、慈敬寺には相伝があり、それ以降絶えたということであろう。

所で、本瑞寺、本法寺の兼務をしていた教暎は、真宗の宗学に秀でていたことが知られている。広瀬南雄氏の『真宗学史稿』には、

「かの慶長七年(一六〇二)、東西両本願寺分派の前後、疾く既に教学研究の宗学勃興の萌芽の認めらるるものは存していたのである。即

ち教如上人の女婿たりし人にて、三河の本法寺に住したる教暎なるものがある。この人、今日何等遺著等の見るべきものは残っていないけれども、寛永四年(一六二七)年、三河の海蔵寺に於いて西山僧六十三人と対論し、更に妙恵・妙林の異解を糾断して、遂にそれを帰順せしめ、」

とあり、また、武田統一氏の『真宗教学史』には、

「本法寺教暎の如きは寛永十五年(一六三八)宮中に参内し、真宗教義の真髓を力説し叙感殊の外深かった(『常葉年表』二月二日の記事)以上のことから察するに、他宗の僧と対論したり、異解を糾弾したりしていたことは、恐らく、教暎は、父証智より兄の慈敬寺第四世教尊と共に相伝を受けていたものと考えられる。真昭の『還源録』本には、

「慈敬寺家は、^(三男/大坂明寺)教智没後、弟教暎住職致し相伝も相済み候ふ上、教暎退寺、本法寺建立申し候ふに付き、相伝物も本法寺へ携退申し候ふ由にて、只今に本法寺には切紙少々これ有り、則ち、四七一一段の分章も

これ有る由。先年円乗院(真玄)江戸下向の節、内々拝見申し候ふ。」と、『相伝義書』からは、教暎は正伝伝授の一人であるとみなしているのである。

しかし、本瑞寺・本法寺の教暎以後の相伝については、現在のところ不明である。更に、空誓の行った本証寺についても分からない。

また、慈敬寺について、『安永勘進』第八には、

「慈敬寺 右に同じ(実如上人以来の五ヶ寺なり)。但し本家は西派

にあり。教如上人御代、御次男を以て御取立ての家なり」

と記述されている。「御次男」とは、第四世教尊(智興)のことである。

二、実悟(一四九二〜一五八四 九十三才没)

実悟(兼俊)は、蓮如上人の第十男である。

実悟は十一才の時、兄の第七男蓮悟(兼縁)の猶子となる。また蓮悟は、兄の第二男蓮乘(兼鎮)の猶子であった。つまり、蓮乗のところへ七男の蓮悟が猶子となり、その蓮悟のところへ実悟が猶子に入ったというのであり、三兄弟が親子祖父孫の関係を生じさせているのであるからややこやしいことになっている。

蓮乘(一四四五〜一五〇四 五十九才没)は、本願寺第六世巧如上人の第三男如乘(宣祐)(一四一二〜一四六〇)の猶子となる。この如乗は、富山井波の瑞泉寺と石川二俣の本泉寺を兼住していた。従って蓮乗も、瑞泉寺第三世、本泉寺第三世という二ヶ寺の兼務住職であった。同様に、蓮悟も瑞泉寺第四世、本泉寺第四世となった。この蓮悟の時、本泉寺を加賀の若松に移転さす。また加賀の清沢に一字を建立して願得寺と号しその開基ともなる。そして、実悟がその蓮悟の猶子となって、本泉寺・瑞泉寺の第五世となり、又願得寺二世となった。所が、蓮悟には子息実教(兼興)が生まれたため、実悟は本泉寺を出て、清沢の願得寺に住んだ。

享祿四年(一五三一)に戦乱が起こり、七月願得寺・本泉寺焼失し、

蓮悟親子は、能登にのがれ守護代名畠山義統の保護をうける。しかし天文二年(一五三三)蓮悟の嫡男実教は、戦乱のために死す。時に二十六才であった。蓮悟と実悟は、この難を逃がれて、天文九年(一五四〇)に泉州堺の津に移住する。その後、実悟は、河内の大場庄古橋に旧称の願得寺をもって一字を建立した。そして、願得寺二世には、実悟の長男願悟(如俊)が継ぎ、次男願栄は、真徳寺(後の願証寺)二世を継ぐが、長島の乱によって戦死する。

願得寺の第三世は、二世願悟の長男(兼明)が継いだ。また、次男教恵(寿俊)(一五七七〜一六三五 五十九才没)は、文祿三年(一五九四)摂津天満に二俣にあった本泉寺を再興させて本泉寺第五世となる。また「河州蘆屋坊」(大谷一流系図)其五)をも建立するなどした。本泉寺は、その後、第五世教恵の長男宣恵(從俊)が、第六世を継ぎ、寛永四年(一六二七)には、天満堀川に移転させた。第七世は、宣恵の長男琢恵(瑛俊)が、第八世は、琢恵の長男常恵(晴俊)が継いだ。

また願得寺の方は、真徳寺第三世栄寿(兼祐)の子宣悟(兼秀)が、元和六年(一六二〇)に入寺して第四世を継ぐ。第五世は、宣悟の長男琢悟(兼瑛)が継ぎ、第六世は、また真徳寺第五世宣栄(兼永)の長男常悟(兼晴)が寛文十一年(一六七二)に琢悟の猶子となって継いだ。

さて、井波の瑞泉寺は、開基は、本願寺第五世綽如(時芸)上人である。第二世は、綽如上人の孫如乗が継ぎ、第三世を蓮乗が継ぐが、その

後、蓮悟・実悟は、戦乱によって摂川・河州に去ったため、世代から除かれて、綽如上人の三男周覚（玄真）の孫の蓮欽が、第四世を継いだとある。第五世は、蓮欽の長男賢心（兼乗）が、第六世は、賢心の長男証心（低乗）が、第七世は、証心の長男顕秀（佐運）が継ぎ、次男の心祐（玄佐）は、かつて蓮悟・実教の父子と猶子実悟がいた二侯の本泉寺坊舎跡に行き、主なき後、坊舎の側に草庵を結んで守護してきた、上鈎坊兼慶・珍助（俊助）・英興（頌乗）の相続三代を更に引き継ぎ、その草舎に入り、旧称の本泉寺と号して復興した。瑞泉寺は、第八世を、第七世顕秀の長男准秀（玄良）が継ぎ、第九世は、准秀の長男准宣（佐良）が継いだ。次男の宣心は、初め金沢の上宮寺に住していた所、本家の井波の瑞泉寺が、第九世准宣の長男宣良（円順）が第十世を継いで、その後延宝八年（一六八〇）に東派に帰参したため、西派は、宣心に瑞泉寺を継がせようと、上宮寺を改号して瑞泉寺として創設させた。しかし、改号後宣心は東派へ帰参してしまったため、西派は越後の勝願寺を瑞泉寺と改めて井波の遺蹟を継がせることになった。それ故、瑞泉寺は井波と金沢と越後（現在城端にもあり）にあることになった。

『安永勘進』には、この願得寺、本泉寺について、

「願得寺 実如上人以来の五ヶ寺なり」

「本泉寺 右に同じ。但し本家は退転。教如上人御代御取立てなり」とあり、いま一つの瑞泉寺の事は何も記されておらず、五ヶ寺家から外れているのである。

実悟についての相伝は、『本願寺作法之次第』（前出）に

「教行信証……………愚老も廿五にてよみ申し候ふ（右註）よむべきの癡者を
以て申入り、御免の由有るべ
まれば出だ」

とあり、実如上人の許可を受けて『教行信証』を拝読したというのであるから、もし相伝授与が行われたとしたら、この『教行信証』拝読の二十五才の時であったと言える。

実悟系の相伝について、まず瑞泉寺についてであるが、上述したように、第三世蓮乗で一応絶えた形になっており、井波も、金沢も、まして越後も、相伝家の系統を引くものではないであろう。そのことを裏付ける事柄が、『還源録』本に記述されている。そこには、

「学林の徒、滋蔓して内々法流の義を妨げ、連枝誠諦院 并 権臣の内、民部以下数輩故大僧都（真覚）の一族を偏執する趣き、粗あら見聞せしめしの間、」

とあり、学林の徒が、数多く徘徊して陰に回って相伝の義を妨げており、連枝や重臣、内要人たちが結託して、かの真覚を筆頭に相伝家一族に対して偏見や中傷をしていることを、あらまし聞いて知っている、との内容の記述である。ここに出てくる「連枝誠諦院」とは、井波の瑞泉寺第十三世真恵のことである。してみると、瑞泉寺に相伝が相承されていれば、親鸞聖人以来、或は蓮如上人以来の相伝の一流を、相伝家みづからが、相伝教学や相伝家を批判するようなことなど、常識的には考えられないのである。従って瑞泉寺の系統では、蓮乗以後は、相伝相承が断絶

したと考える方が妥当な見方であろう。

次に本泉寺の相伝については、もと二侯にあったものが戦火のため、大阪の天満に再興されたものではあるが、こちらの場合は、一応相伝者である実悟が、身を共にしていることから、早計に断絶とは言えないのである。ただ、本泉寺の場合、実悟の孫にあたる教恵が再興したものであることから、実悟が、長男顕悟に相伝授与したかどうか、その鍵になっていると言えよう。それは願得寺の相伝の有無についても同様のことである。願徳寺第二世顕悟が相伝を授与されておれば、本泉寺の方も相伝が相承されて来たと考えられもする。心祐によって二侯に再興された本泉寺は、相伝とは関係なく由緒のみを再興したものとと思われる。前述のごとく願得寺の相伝は、本泉寺と同様に顕悟の相伝授与にかかっていると言えよう。ただし、他の相伝家より、返伝を受けておれば、この限りでないことは言うに及ばないことである。

足利氏は、この二ヶ寺の相伝について、

「願得寺は、^{(一)世}実悟・^{(二)世}顕悟の二代相承」

「本泉寺は、^{(四)世}実悟・^{(五)世}教恵・^{(六)世}宣恵の三代」()は筆者補記)

と、言われている。その真偽を『相伝義書』の『還源録』本によって調べてみると、次の如く記されているのである。

「古橋願得寺へ立寄り院主乗悟慇懃仰せ留むるの間、兩日留連、実悟僧都筆跡の旧記所望、拝見参り、其の次乗悟取り出し披見参る所の中に二尊大悲本懐の一軸 実悟真筆 広本声記 教恵奥書 これ有り。

右両品は此の家大切の伝本なるべき間、格別秘藏せらるべきの旨、申し聞かせ候ふ。猶其餘の聖教記録等、古來秘置候ふ所どもこれ有り候ふ間、他日入來の節御見分くだされ度き旨、乗悟相い頼ませられ、承諾申し候ひき。」

筆者の真昭自身が、古橋の願得寺を訪問した所、第十世の乗悟(兼運)より、当家伝來の品々を拝見したというのである。そこに「広本声記 教恵奥書」とあり、その教恵とは、天満本泉寺再興の人であるから、願得寺家より本泉寺家へ相伝が授与されていたことが知られるのである。

そして、これらの相伝の宝物が願得寺に伝來していることは、実悟から近い世代まで、相伝が行われていたことを物語るものであろう。実悟は教恵が八才の時に死去しているので、実悟より直伝授与は考えられず、第一世実悟より第二世顕悟へ、父願得寺第二世顕悟より本泉寺第五世教恵へ相伝授与されたとみるべきであらう。従って、この資料の上からみる時、相伝の相承授与を断定できるのは、実悟・願得寺第二世顕悟と本泉寺第五世教恵の三人といえることができるのである。

また願得寺の第十世乗悟は、その後真昭より相伝を受けた可能性もある。

三、実孝(一四四五〜一五五三 五十九才没)

実孝(兼継)は、蓮如上人の第十二男である。

本善寺は、文明年中(一四六九〜一四八六の間)蓮如上人の大和国吉

野郡吉野村にご巡錫の折り、道俗たちが蓮如上人の子を迎えて一字を創設したい旨を願ひ出て、この飯食いひがの地に本善寺を建立する。蓮如上人はここを実孝に継がせるが、蓮如上人の入滅時は、まだ弱少であったため実如上人が代って三年間この寺に滞在した。その後、天文三年（一五三四）火災にありが、まもなく再建された。蓮如上人の遺言では、本願寺門主の遺骨を代々、この本善寺に分納するようにとのことであったといり。二世実孝の後、その長男証智が継ぐが、わずか十八才で亡くなったため、蓮如上人の十三男順興寺二世実従（兼智）の二男証珍（佐順）が、本善寺三世を継ぐことになった。そして東西分派の時は、西派に帰属した。所がその折り、教行寺三世証誓（佐栄）の長男顯珍（佐継）が、本善寺三世証珍の猶子となつていたため、顯珍は本善寺を捨て、子の寿継を携えて東派に帰属したのである。三世証珍の長男准孝（照寿）は、父証珍と共に西派に帰属して、本善寺第四世を継いだ。第五世は、その子良祐（円説）が継ぐ。第六世は、西本願寺第十二世准如の八男良然（円空）が、慶安二年（一六四九）本善寺へ入寺して継いだ。第七世は、寂詮（澄伝）が、第八世は、住詮（闇教）が継いだ。

本善寺について、『安永勸進』第八には、

「当時西派に於いても京常樂寺・同順興寺・河州顯証寺・越中勝興寺・和州本善寺・江州慈敬寺は、古来より五ヶ寺にて御座候ふ」

とあり、本善寺が実如上人よりの五ヶ寺であったことを示唆しているのである。

実孝についての相伝は、『相伝義書』類の『還源録』、『相承系図』、『浄土真宗依典籍私考』や『深解会通』には、五家、三家分伝の別名の所に、名が出てくるのみにて、詳しいことは不明である。

実孝系の相伝については、足利氏は、

「本善寺も実孝・証珍（二世）の二代相承である」（（三））は筆者補記）
とされている。更に、この証珍については、足利氏は

「慶長十三年（一六〇八）の頃、和州飯貝本善寺より准如上人へ返伝、この時に真宗寺祐珍、性応寺了尊ほか六・七人が受けている。しかしその後、明暦二年（一六五六）まで相伝授の儀が断絶したことが、

『西光寺祐俊之記』に出ている。」（『南御堂』）

と述べている。この記録に基づけば、三世証珍は、二世実孝よりの相伝授与者であるといえる。

以上、実賢・実悟・実孝の三家分伝の相伝家を考察してきたのである。そして、この考察より窺えば、実賢系の相伝は、実賢・実誓・証智・教尊と、教暎の五人が相伝授与者であるとみなされる。次いで、実悟系は、実悟・顯悟・教恵・宣恵の四人とみられ、また、乗悟も含まれるかもしれない。そして実孝系は、実孝・証珍の二人ということになる。蛇足ではあるが、『深解会通』の三家分伝の寺院の記載で、一部誤りがある。『深解会通』には、

「三家、称徳寺 実賢、瑞泉寺 実悟、本泉寺 願得寺 本善寺

兼住 実孝」

とあるが、本泉寺・願得寺は、実悟に属する。

3 別家五家分伝

さて、蓮如上人によって相伝が、五家に分伝され、実如上人によって更に三家に分伝されたというのであるが、また更に「別家(五家)」に分伝されたという。その別家とは、

一、順興寺 実従。二、本泉寺 実悟。三、真宗寺 真覚。四、願得寺 証恵。五、本宗寺 真詮の五家である。

一、実従(一四九八〜一五六四 六十四才没)

実従(兼智)は、蓮如上人の第十三男で末子にあたる。

順興寺は、延徳元年(一四八九)蓮如上人河内国茨田郡牧方むかひに一字を建立して順興寺と号したといわれている。また、『諸家分脈系図』(『続真宗大系』巻十六)には、順興寺第一世が「光兼」ともなっている。光兼とは、本願寺第九世実如上人(教恩院)のことである。

「教恩院法印開創之草場也。永禄初年、信楽院僧正命、兼智法印住之
以所管賜之寺号名此坊 印盛以後移住京都」

とあり、実如上人の開基と記されている。そして、永禄初年(一五五八頃)に本願寺第十一世顕如(光佐・信楽院)上人(一五四三〜一五九二

五十才没)の命によって、実従は、順興寺の第二世を継いだとなっている。そして、寛永二年(一六二五)十一月に、順興寺第四世印盛によって京都二条堀川へ移転したという。

いま、順興寺の歴代を『諸家分脈系図』等によってあらわすと、次の如くなる。

「光兼(第一世)(実如上人)兼智(第二世)(実従)佐敵(第三世)(顕従)印盛(第四世)(兄の准勝は光善寺第六世)、証順(第五世)(准勝の子)良証(第六世)(円三)寂照(第七世)(寂証の誤り)(常栄)。() () 内は筆者補記)

実従についての相伝は、蓮如上人晩年の子であるから、兄の実如上人より相伝授与されたことになる。足利氏は、順興寺の相伝について

「順興寺は、実従(三三)・顕従(三三)の二代」() () は筆者補記)

とされている。所が、光善寺蔵の『浄土文類集』の奥書には、

「此の一本者、順興寺実従法印、蓮如上人御真筆を以て、再写しむ。

第四世相統、退省院寂証諱号 三写しむる者也。当流に於て大事の口

伝等これ有り、深く秘蔵、頂載(ていざい)しむべき一帖也。後代、梓原堂あきばら十世隠士本乘院 一玄 卷末書記しむる所と為す」

とあり、この『浄土文類集』の実従の写本を寂証が三写して、その卷末に光善寺十世の一玄が奥書を付したというのである。順興寺第七世寂証は、享保九年七十才にて没し、その時光善寺十世一玄は、四十一才であったから、面識があってもおかしくないと言える。その一玄が、「当流に於て大事の口伝等これ有り深く秘蔵、頂載しむべき一帖也」と記した

のであるから、寂証より直接に『浄土文類集』を借りて書写し、そのいわれを伝聞したと考えられ、その口伝相承を知っている寂証本人も、当然相伝授手の人であったと見做されるべきであろう。

二、実悟（一四九二〜一五八四 九十三才没）

実悟（兼俊）は、上の三家分伝で記述したので、ここでは省略する。

又、本泉寺も上記したゆえ省略する。本泉寺の歴代を『諸家分脈系図』等によって記すと、次の如くなる。

「宣祐^{一世}（如乗）。兼鎮^{二世}（蓮乗）。兼縁^{三世}（蓮悟）。実悟^{四世}（兼俊）。兼興^{同四世}（実教）。寿俊^{五世}（教惠）。從俊^{六世}（宣惠）。瑛俊^{七世}（琢惠）。晴俊^{八世}（常慧）。海俊^{九世}（一惠）。性俊^{十世}（真惠）（光善寺一玄の二男離縁退寺）。性俊^{同十世}（真惠）（海俊の子故継ぐ）。遍俊^{十一世}（乘惠）（大通寺性徳の子不縁退寺）。遍俊^{同十一世}（乘惠）（本宗寺第九世真詮の三男、性俊の猶子）。」（一）（一）内は筆者補記）

本泉寺の相伝は、足利氏は、

「本泉寺は、実悟^{四世}・教惠^{五世}・宣惠^{六世}の三代」

と言っている。光善寺蔵の寛政二年（一七九〇）の『御伝受之図並に畧記』には、

「寛政二年庚戌四月五日夜子刻 御伝受之図並に畧記

一、今般御伝受之義 光善寺円乘院真玄、真宗寺実厳院真昭、死去の間、本宗寺光尊院真詮より、実厳院より光淳家の相伝なり。光善寺從玄、真宗寺乘尊へ返伝せしむるべき旨、貫主乗如上人より厳命に就き、四

月三日光尊院真詮、京師より出口の坊に下向。檐聴^{えんりやう}の衆、慈敬寺乘惠、願証寺乘道随從。

一、同四日真宗寺乘尊、堺より出口へ参向、本泉寺一位乘惠、檐聴に就き随從。大阪正覚寺願阿、召し具し 右願阿は実厳院門人にて、父証実の義、先年真昭伝授の節、檐聴を免ぜられ候ふに付き、今般召し具す者也。」

とあり、光善寺第十一世真玄、真宗寺第十七世真昭が死去した後、真玄、真昭より正伝を授与された者は、本宗寺第九世真詮の一人になったため、光淳家の相伝が絶えることを憂いて、光善寺第十二世從玄と、真宗寺第十八世乘尊（遍含）へ返伝するように、東本願寺第十九世乘如（光遍）上人より厳命が下り、寛政二年四月三日、本宗寺真詮は、京都より出口の光善寺に向いた。また、正伝の随從者として、飛檐の間にて聴聞が許された衆は、慈敬寺第九世乘惠（遍照）と願証寺第七世乘道（遍尊）と本泉寺第十世真惠（性俊）のものたちである。四月四日、真宗寺乘尊は堺より出口の光善寺へ参向。正伝授与の儀式は、光善寺にて行われる為、光善寺從玄は、当寺にて待つ。また、大阪の正覚寺願阿を呼び寄せたのは、真昭の門人であって、父証実の時も、真昭より東本願寺第十九世乗如上人へ御返伝の折り檐聴を許されたから、今般も同様に同席させたのであると。

この記録から、本泉寺の相伝は、実悟^{第四世}・教惠^{第五世}・宣惠^{第六世}・乘惠^{第十世}の四人となる。

三、真覚（一七一五〜一七六一 四十七才没）

真覚（超芸）は、円妙院といい、東本願寺第十六世一如（光海・無碍光院）上人の弟大信寺第四世常智（隋舎）の四男である。東本願寺第十四世琢如（光瑛）の孫であり、第十五世常如上人、第十六世一如上人の甥にあたる人である。兄の大信寺第五世真智（性舎・明了院）上人（一七一〜一七四五・三十四才没）の後を継ぎ、第六世を継いだ。初め、享保十年（一七二五）真宗寺第十五世常昭（晴珍）の猶子となり、真宗寺第十六世を継ぐが、延享二年（一七四五）十二月兄の明了院真智が亡くなり、本家大信寺を兼務する。その後、寛延四年（一七四七）真宗寺を長男真昭（超尊・実厳院）に譲り、大信寺第六世となる。『相伝義書』の中で、真昭の著述に「大僧都」とか「大信寺」とか出てくるのは、この真覚を指しているのである。

真昭（超尊・実厳院）（一七三二〜一七八三 五十二才没）は、真覚の長男で、真宗寺第十七世を継ぐ。恵光寺の性澄（真淳・同教行寺第十世真芸）は、延享三年（一七四六）恵光寺第九世を継ぎ、翌四年退寺し大恩寺に住し、寛延元年（一七四八）に教行寺に転住して、名を真芸（性琇）に改めて教行寺第十世を継ぐ。この真芸が、恵光寺を退寺した後、翌年すなわち寛延元年に真昭は、恵光寺第十世を継ぎ、寛延四年父真宗寺第十六世真覚が本家大信寺の専住となったため、父の後を継いで真宗寺第十七世となり、恵光寺を兼任する。その後宝暦九年（一七五九）に、

恵光寺第八世性俊の子超厳（従心）を猶子として、恵光寺第十一世を継がせて同寺退寺し、真宗寺専住となる。そして、明和四年（一七六七）に、弟の乗尊（遍舎）（一七四八〜一七九三 四十六才没 推定）を、猶子にして真宗寺第十八世を継がせ、そして、自分の子の乗道（遍尊）と乗昭（遍昭）を弟の第十八世乗尊の猶子とさせた。長男乗道は、後に、天明三年（一七八三）真昭が没した時に、願証寺第六世真高（性栄）の猶子となり、願証寺第七世を継ぐ。一方、真宗寺第十九世は、次男の乗昭（遍芸）が継いだ。また、第十七世真昭の妹（真覚の次女）詮妙は、本宗寺第九世真詮の妻となっている。弟の乗覚（康憲）は、明和九年（一七七二）専光寺に入寺して第十六世を継いだ。

『安永勘進』第八には、真宗寺について、

「真宗寺 琢如上人御代西方より帰参。蓮如上人御建立の地なり。信証院（蓮如上人）の由緒を以て五ヶ寺に御取り立て。後、従如上人御代御伝授の家に仰せ付けらる。」

ここに記されている、「従如上人御代御伝授の家に仰せ付けらる」ということについては、『還源録』本に、その因縁が述べられている。それは、延享二年（一七四五）に、光善寺一玄（本乗院）より、東本願寺第十八世従如上人への返伝の模様を記述したところである。

「同二年乙丑五月浄土真宗相承之大事、広本御伝授之儀、御先代御直授これ無くに就て、五ヶ寺の中より返伝仰せられるべきの処教行寺を初として、何れも伝統中絶の間、光善寺本乗院一玄より御返伝御請け

遊ばされるの旨、仰せ出ださる。則ち本乗院登り召され、五月二十四日より御内伝これ有り。同二十八日御堂において、御儀式御執行則ち功德聚院様（先代、即ち東本願寺第十七世真如上人のこと）の御座を荘り御空座にて、本乗院教師として、返伝奉るの儀式これ有り。御返伝畢りて柄香炳を（従如上人）御取成され、本乗院へ対せられ御一拝遊ばされ候ひき。則ち大信寺明了院真智、光善寺真玄、真宗寺真覚、御相伴をして同じく相伝を受けらる。大信寺、真宗寺は新たに相承の家に御取り立て遊ばされ候ひき。此時予（真昭）が家（真宗寺）初めて法流相承の家となる事、誠に清浄光院（従如上人）御門主の深恩莫大なるものをや。此年予初めて、十四歳、其の砌の旨趣、故大僧都（真覚）の伝説を以て聞く事を得たり。」（（ ）内は筆者補記）

右の記述から解することは、本乗院一玄は、故真如上人に成り替って相伝したことである。本来、真如上人より従如上人へ直伝授与される所、真如上人が伝授する前に遷化されたため、伝授の儀式では、御先代の座を飾って、その御先代の代行として一玄が相伝したことを示している。この場合、たとえ先代の代行とはいえ、五ヶ寺家よりの相伝授与であるため、的伝（門主から門主への相伝）とは言えず、返伝（他家より自家への相伝）と呼ばれることになる。次に、返伝済み終って従如上人が、教授者一玄に柄香炳を持って一拝したことは、たとえ貫主と言えども、真宗相伝伝授者に対しては恩敬の意を表することを示しているのである。

次に、光善寺第十一世真玄・真宗寺第十六世真覚・大信寺第五世明了

院真智の三人は、従如上人とともに、この時に正式に相伝授与されたことになる。また相伝が授与された場合、伝受者は、教授者に対して返礼の一札を贈ることになっており、それを受けとった教授者は、受諾の状を出すことになっている。その取決めは、『相伝十一通、条目』の第十一巻に「伝授帖贈返之事」として記るされているのである。従っていま従如上人始め他の三人は、教授者一玄に対して相伝授与の返礼の一札を贈ることになる。また贈られた一玄の方は、口決面授の上相伝を譲与した認め状を返し贈ることになっている。現在、光善寺には、従如上人と真智上人の返礼の一札が、真筆のままに残っている。それを付加しておく。

「延享二乙丑五月二十八日

広本全部十一通 正伝箱伝

此度 願返伝一候也 万一其寺

及中絶一候節は 無相違

従当寺一可令伝授一也 本末

両寺連々為相続一 永々不可有

退転一なり あなかしこ

六月五日

光善寺十世

本乗院一玄御房

従如 花押

在判

「延享二乙丑 歳五月二八日

広本全部 十二通
条目 御

相伝之趣 預ニ口決

堅可ニ秘蔵ニ之旨 謹て

令ニ頂戴ニ之 早 仍て

状 如レ件

六月五日

明了院

真智 花押

本乗院殿

(返り点は筆者補記)

次に、大信寺と真宗寺は、この時、すなわち延享二年(一七四五)から真宗相伝家として従如上人によって取り立てられたことが知られるのである。

真覚についての相伝は、従って、右の記録から光善寺一玄より相伝授与されたものである。

真宗寺第十七世真昭についての相伝は、真昭自身の著『還源録』本に、

「一、同年(延享四年、一七四七)十二月、故大僧都(真覚)の命に

よりて初めて洩山(光善寺を洩埋山という)先師(真玄)の机下に詣じて法流の儀を聴聞す。時に予
十六歳 此時、真宗依典籍を講讀して口授を伝えられき。其後累年、洩山に往來し大經、論註、觀經義已下諸部の指授を得、志ばしば法沢に浴したりき」

「同年(宝曆二年、一七五二)四月十六日先師円乗院(光善寺第十一世真玄)百ヶ日法事の日、光善寺に於て、相伝の儀式これ有り、故大僧都(真覚)教授なり。予時
二十一歳」() () 内は筆者補記)

とあれば、十六才の時から光善寺第十一世真玄より、真宗相伝を学び、二十一才の時、光善寺にて、父真宗寺真覚より正伝の儀式を受け、正伝授与されたといっている。

真覚系の相伝について、真昭の他に乘尊が挙げられる。本泉寺の考察で紹介した、寛政二年の『御伝受之図並に畧記』に、

「本宗寺光尊院真詮より 実嚴院より光淳家の相伝なり。光善寺従玄、真宗寺乘尊へ返伝せしむるべき旨、貫主 乘如上人より嚴命に就き」

とあり、本宗寺の真詮より、光善寺第十二世従玄とともに、真宗寺第十八世乘尊も同時に返伝を授与されたところから、足利氏が、

「真宗寺は、真覚(十六世)・真昭(十七世)・乘尊(十八世)の三代」() () は筆者補記)

と言われている。ただ、真昭の弟専光寺第十六世乘覚(一七五三〜一七八九 三十七才没)も相伝を授与されていたという。『相伝義書』巻六(東本願寺出版)の解題に、

「乘覚は、安永元年(明和九年の誤り、安永元年は十一月より)三月

金沢専光寺第十六代住職に決まっからも堺に留まって求法研鑽し、安永二年五月及び六月、更に安永八年六月より十月まで堺で受講、『広本』筐伝を受けている。」

と記述されている。この文よりみる時、乗覚は、兄真昭から相伝を授与されたと考えられる。従って、真宗寺は、真覚・真昭・乗尊・乗覚の四人が相伝授与者であると推定され得る。

真宗寺の歴代を『諸家分脈系図』等によって記すと、次の如くなる。

「乗珍第十三世(寛文三年、一六六三、東派帰参)。円珍第十四世(琢玄、父と東派帰参)。常昭第十五世(晴珍)。真覚第十六世(超芸、後大信寺円妙院)。真昭第十七世(超尊、実敵院・退隠院・兼恵光寺)。乗尊第十八世(遍含、真昭の弟)。乗覚十九世(康憲、真昭の弟専光寺)。乗昭十九世(遍芸、真昭の子)。朗覚二十世」

真宗寺は、第十六世の真覚より相伝家として出発する故に、それ以前の世代は、今のところ相伝とは、余り関係がないのであろうと思われ

四、証恵(一五二六〜一五六四 四十九才没)

証恵(教幸)は、蓮如上人の第六男蓮淳(兼蒼)の孫にあたる人である。父は願証寺二世実恵(兼幸)であり、証恵は父の後を継いで第三世となる。証恵の弟次男証栄(幸俊)は、真徳寺を創立して開基となる。この真徳寺は、第九世真高(性栄)によって、本家願証寺を再興することになる。三男の慶超(延深)は、蓮淳の後を継いで恵光寺第二世

となる。四男の証淳(教忠)は、久宝寺村願証寺第四世を継ぐ。願証寺第四世は、第三世証恵の長男証意(佐玄)が継ぎ、第五世願忍(佐堯)の時、長嶋の乱にて願証寺は廃絶した。その後、願証寺は、真徳寺をもつて再興される。

願証寺の歴代を記すと、

「蓮淳第二世(兼蒼)。実恵第三世(兼幸)。証恵第四世(教幸)。証意第五世(佐玄)。願忍第六世(佐堯、長島坊断絶)。真高第六世(性栄、安永二年、一七七三、真徳寺改号し再興)。乗道第七世(遍尊、真宗寺第十七世真昭の子)。達悟第八世(朗保)願証寺について『安永勸進』には、

「願証寺 本家は証如上人已来の五ヶ寺なり。退転故乗如上人御代真徳寺改号にて御取り立て」とある。

願証寺の相伝について、足利氏は、

「願証寺は、証恵三世・真高六世の二代である」() () は筆者補記)

とされている。だが願証寺から蓮淳を外すことができない故、最初の五家分伝の一人である蓮淳を入れるべきであらう。また、先の『御伝受之図並に畧記』には、本宗寺真詮より、光善寺従文、真宗寺乗尊へ返伝の折り、

「檐聴の衆、慈敬寺乗恵、願証寺乗道、随従」

とあれば、第七世乗道(遍尊)も、相伝の一人として挙げるべきであらう。しかれば、願証寺の相伝者は、「蓮淳一世・証恵三世・真高六世・乗道七世」の四人

となるのである。

五、真詮（一七三四以前～一七九〇以降の間）

真詮（超弘）は、光尊院といい、称名寺真成（雄珍）の長男である。真詮の生没年時は不明である。「享保十九年得度」（『諸家分脈系図』）とあり、享保十九年は、一七三四年である。又、『寛政二年』の『御伝受之図並に畧記』に、真詮が真宗寺と光善寺に返伝した記録が記されているので、寛政二年は一七九〇年であるから、一七三四～一七九〇年の間、確かに生存していたと考えられる。この頃の得度は、十才位であるから、推定では、一七二五～一七九〇年の間と思われる。

真詮は、初め中将真詮泰珍と称していたが、宝暦四年（一七五四）に真楽寺第九世を継ぐ。そして宝暦六年（一七五六）東本願寺第十八世従如上人の命によって、真楽寺から本宗寺に改号した。また、宝暦十二年（一七六二）本家の称名寺を継ぎ、兼住するが、後本宗寺の専住となる。本宗寺は、元、三河の土呂に発祥があり、『諸家分脈系図』等によると、応仁元年（一四六七）蓮如上人の創建にて、滞留三年となっている。今の本宗寺は、三河土呂の本宗寺の末寺であったという。元の本宗寺の退転後、播州の本徳寺に帰属したとある。

本宗寺の歴代を『諸家分脈系図』等によってみると、次の如くなる。
第一世 「宣通（從意・本徳寺教診寿継の子）。宣正。琢意。瑛昭。宣正ノ弟）
第二世 常意（晴昭）。一意（海昭）。真詮（超弘・称名寺真成の子、称名

寺兼住、本宗寺に改号）。乗淳（泰俊・真詮の弟、光徳寺）。乗通（遍界・真詮ノ長男、称名寺兼住）。乗空（全珍・乗通ノ弟、淨光寺）。乗教（遍空・本泉寺）」

『安永勸進』には、

「本宗寺 本家は証如上人以来の五ヶ寺なり。退転故、従如上人御代真楽寺改号にて御取立て、

とあり、従如上人によって、五ヶ寺家の再興がなされたとある。それはいわゆる本宗寺第九世真詮の時である。また相伝家の一つに取りあげられたのも真詮の功によってである。従って本宗寺は、真詮より相伝家が始まったことになる。

真詮についての相伝は、『還源録』本に、

「称名寺中将真詮 則本宗寺光尊院なり 法器これ有り候ふ間、箱伝相授け申すべき旨申し上げられ畢る。」

「同年（宝暦二年）十二月二十一日、称名寺中将真詮へ箱伝授与、八尾の坊に於て其の式行われ畢る。」

とあり、これによって本宗寺真詮は、八尾の大信寺真覚より箱伝を授与されたことが分かる。また、『御伝受之図並に畧記』には、

「真宗寺実厳院真昭、死去の間、本宗寺光尊院真詮より、実厳院より光浮家の相伝なり」

とあるから、正伝授与は、真宗寺真昭から受けたことが知られるのである。

足利氏は、本宗寺の相伝について、

「本宗寺は、真詮（九世）・乗通（十世）の二代」（ ）は筆者補記）

と書かれている。乗通の相伝については、『伝来相承系図』によると、真詮の下に、従玄・乗尊・乗通とある。光善寺従玄と真宗寺乗尊は、一度に相伝を受けたことの記録が、先の『御伝受之図並に畧記』に出て来るのであるが、この時、乗通の名はその影さえ見せていないのである。足利氏は、この乗通についてのことは、他の資料に依ったのであろうと考えられる。

また、『伝来相承系図』では、本宗寺の乗愷の名が記されている。この系図からは、乗愷は、光善寺第十二世従玄より相伝を授与され、光善寺第十三世乗玄に返伝している様式になっている。また、光善寺所蔵の『南餘間道場之備図』には、

「出口之坊に於て光善寺従玄より本宗寺乗愷へ、相伝之図也」

とあり、これらの資料から、本宗寺乗愷も相伝授与の者であることが知られるのである。

以上の如く、別家五家分伝の相伝家を考察してきたのである。そして、この考察より窺えば、実従系（順興寺系）は、実従、顕従、寂証の三人とみなされる。実悟系（本泉寺系）は、実悟、教恵、宣恵、乗恵の四人とされ、真覚系（真宗寺系）は、真覚、真昭、乗尊、乗覚の四人と推定される。証恵系（願証寺系）は、証恵、真高、乗道の三人とされ、真詮系（本宗寺系）は、真詮、乗通、乗愷の三人とみなされるのである。

る。

上記の如く、本願寺一家の相伝を五家分伝、更に三家分伝、また更に五家分伝と、その数十ヶ寺余りに渡り考察して来たのである。この考察の中で、相伝家が、更にそれ以上に存在することが知られるのである。ある寺は断絶し、ある寺は取り立てという具合に、時代の変遷によって、相伝家が点々と変動していく有様が見られるのである。相伝家であってもこの考察より漏れた寺が十数ヶ寺あると想像される。それが、かつて本流の相伝家であったのか、分流の相伝家であったのかどうか分からない。一代限りの箱伝相承であったのか、永代に渡る正伝相承であったのか、まだなお埋もれている相伝家の寺は沢山あると考えられる。今後の研究と調査で、相伝家あるいは、相伝家に准ずる寺が、発掘されてくることを期待したい。それによって相伝家の歴史的背景がより一層明確になってくることと思われるからである。

（四）節、蓮如上人より乗如上人までの相伝（略系譜）

蓮如上人が「万一本山断絶することあらんとき」を憂いて五ヶ寺家へ一家の大事親鸞聖人よりの相続の法義を分伝されたというのであるが、果して本家本願寺断絶の折り返伝されていたのかを、本願寺門主歴代に添いながら簡略にみてみよう。

本願寺第九世実如（光兼、教恩院）上人は、蓮如上人からの直伝授与の

人である。

本願寺第十世証如(光教、信受院)上人については、『安永勘進』に「御本書相承の大事は、御幼稚ゆへ、実如上人より御直授これなき間、御成長の後ち、天文五年(一五三六・証如二十一才)願証寺蓮淳如上人第六男にて蓮師より法脈御直伝より返伝し奉る。是れ蓮師の御監察の如く、本山に断絶まします故に、五ヶ寺より返伝し奉られし初めなり。」

とあり、そこに蓮淳より正伝授与されたとある。そしてこの返伝の時、願興寺実従、光善寺実玄が相伴して、この折り願興寺も五ヶ寺家の一つになったという。『還源録』末には、光善寺第三世実順が相伴したともある。

本願寺第十一世頭如(光佐・信樂院)上人については、『安永勘進』に、「先師証如上人御遷化のとき、法流の大事を御直授なかりしかば、御成長の後、願興寺実従より返伝し奉る」

とある。また、『私心記抄』(願興寺実従著)には、天文二十三年のこところに、

「二月十二日、今日より教行証をしへ候、出口(実玄)名賢(賢勝)三位(証淳)興正寺(証秀)橋立(願誓)」

とある。天文二十三年(一五五四)とは、証如上人の亡くなる年である。その時に、光善寺実玄・教行寺賢勝・願証寺証淳・興正寺証秀・福井の真宗寺願誓の五ヶ寺が、十二才の頭如上人に『教行信証』を教えた

とある。

そして『法水還源秘録』、『相伝義書』には、「永祿に願興寺実従」が返伝の命を受けたとあり、それは頭如上人への返伝を指しているのである。

東本願寺第十二世教如(光寿・信淨院)上人については、「御流は、先師頭如上人より御相承なり」(『安永勘進』)とあれば、頭如上人よりの伝授与されたことになる。

東本願寺第十三世宣如(光従・東泰院)上人については、

「教行寺信量院教誓より返伝したてまつられき。元和五年のことなり。此の時、本泉寺教恵御相伴なり」(『安永勘進』)

とある。元和五年とは、一六一九年のことである。

東本願寺第十四世琢如(光瑛・淳寧院)上人については、『安永勘進』には、

「法流の大事は、先師上人より御直伝、正保二年閏五月二十八日なりとある。正保二年とは、一六四四年である。その時に、宣如上人よりの伝授与されたとある。

東本願寺第十五世常如(光晴・泥洹院)上人について、

「法流の大事は、先師琢如上人より御相伝なり」(『安永勘進』)とあり、琢如上人よりの伝授与されたという。

東本願寺第十六世一如(光海・無碍光院)上人については、『安永勘進』には、

「御法流の大事は、常如上人より御相承なり」とあり、常如上人よりの伝授与されたという。

それは、貞亨三年（一六八六）の一如上人が三十八才の時であろう。噫慶所持本の『明曆本教行信証』の末尾に

「貞亨第三寅年御訓読初五月朔、終七月八日時節は辰或は未なり。聴聞衆、院内余間御堂衆也、則御堂北方飛檐これを遊ばされ、後堂に於て聴聞の者也。三十四座」

とある。この時噫慶は、後堂で聴聞し正味日数を三十四日と記している。『相伝十一通』の第三巻の「全部素読受習次第之事」として、『教行信証』の拝読日数が三十六日になっていることから、これは、正伝伝授のことを物語るものと考えても差し支えがないと思われる。

東本願寺第十一世真如（光性・功德聚院）上人については、『安永勸進』には、

「法流の大事は、一如上人より御相伝なり」とある。それに対して足利演正氏は、

「十七世真如上人の場合は、一如上人の遺命によって、堂僧で贈講師長覚寺噫慶が言上し申し上げた」と言われている。

『相伝義書』類を読まれている足利氏ゆえ、この『安永勸進』の文は十分知っての噫慶説だと推測するのである。

東本願寺第十八世従如（光超・清浄光院）上人については、『安永勸進』には、

「法流の大事は、光善寺本乘院一玄より返伝し奉るは、延享二年」とある。一玄より従如上人へ返伝されたという。

東本願寺第十九世乗如（光遍・歡喜光院）上人については、『安永勸進』には、従如上人以降何も書かれていないのである。それは、真昭が乗如上人へ御返伝の一部として、この『安永勸進』を書き留めたものであるからである。足利氏は、この乗如上人の相伝について、

「十九世乗如上人へは的伝ではあったが略式であったため真宗寺真昭が再伝申し上げている」

と言われている。その乗如上人への返伝の記録が、真昭筆の『還源録』本末であるから、そこに返伝の様子が詳細に記るされている。

以上が、実如上人より頭如上人までと、東西分派後の東本願寺教如上人より乗如上人までの的伝、返伝の略系譜である。

では、西本願寺では、どうであったのかという点、足利氏は、
「東西分派後、本願寺派では、慶長十三年（一六〇八）の頃、和州飯貝本善寺証珍より、准如上人へ返伝、この時に真宗寺祐珍、性応寺了尊ほか六、七人が受けている。

しかし、その後、明暦二年（一六五六）まで相伝伝授の儀が断絶したことが、『西光寺祐俊之記』に出ている。

そして、寂如上人の時、寛文八年（一六六八）九月二十五日、末寺に相伝の秘書聖教をみだりに見るべからず等の掟を下しておられる。これによって本願寺派では、准如上人以後絶えたことがわかる」

と言われている。相伝は第十二世准如上人で絶えて、次の第十三世良如上人へは相伝がなく、そのまま第十四世寂如上人が相伝を禁止されて、断絶したという。

『還源録』本には、その寂如上人について、

「光善寺帰参の訳、御尋ね遊ばされ候ふ。是れは、寂如上人御幼少にて（ご門主の）御相続故、先師の御直授これ無く、又、家柄（五ヶ寺家）より御返伝の義も仰せ出だされず候ふ内、西吟の学者、様々横障を成し、其の砌、光善寺寂支、教行寺末寺弟子の内、法義に付き彼れ是れ違論これ有り候ふ處、寂超、邪義の様に申し成し候ふ謔者これ有り、弟子どもは御追放、寂超は罪名これ無く、只だ思し召しを以て隠居仰せ付けられ候ふ。光善寺門弟にも御咎の者これ有り、かたがた以後、難を恐れ光善寺は、御当家へ帰参仕り候ふ。」（一）（一）内筆者補記）とある。寂如上人は、幼少の頃より学林の感化を受け、知らぬ間に相伝家とは反対の立場に立ってしまったようである。

以上西本願寺では、分派後准如上人一人だけ相伝を授与されて後、断絶してしまったというのである。この西本願寺家の相伝については、今後の研究課題となることであろうと思われる。

結 び

さて、以上の如く、本願寺歴代門主の相伝及び五家分伝・三家分伝・

別家分伝の考察を重ねて来たのである。その考察より私見を述べると、

五ヶ寺家の相伝の系譜は、いま『相伝義書』類の上から窺うに、一応、初期の五ヶ寺の常楽寺、願行寺光信・顕証寺蓮淳・教行寺蓮芸・光善寺光淳の五家がその中心となつて、相伝が守護され、伝承されてきたと考えられよう。その中でも特に蓮淳系、蓮芸系、光淳系が主格となり、更に光淳系が相伝の主軸となつてその役割を果たしてきたといえる。そして、蓮如上人以降、第九世実如上人、第十世証如上人、第十一世顕如上人までは、この五ヶ寺が中心となり、その余の庶流がそれを支える形で相伝相承が守護されてきたと考えられる。そして、しかしその後の東西分派という本願寺教団にとつては、かつて経験したことのない大きな変動の波を、五ヶ寺家がまともに受けなければならぬという試練が訪れたのである。それを期に五ヶ寺家の名目も次第に揺らぎ始めることとなるのであった。それは、常楽寺・願行寺・顕証寺・光善寺の四ヶ寺は、西派に帰属し、教行寺の一ヶ寺のみが東派に属するという五ヶ寺家分断が起つたのであり、しかも、西派の四ヶ寺のうち、常楽寺・願行寺・顕証寺の三ヶ寺は相伝が断絶して、ただ相伝が相承されているのは、光善寺一ヶ寺だけであつたのである。わずかに教行寺一ヶ寺を失つただけの西派でさえ、光善寺一ヶ寺が主軸となつて、五ヶ寺家の庶流に支えられながらの相伝家であつたのである。東派の相伝も、西派と同様に教行寺一ヶ寺と五ヶ寺家の庶流が支えるという形態であつた。しかも、あの東西分派の動揺の波は、分派後もなお東西両本願寺をゆさぶり続けていく

のであった。特に五ヶ寺家及びその庶流の中から、単身の転派や寺院ごとの転派が繰り返されていった。それがために、相伝家も常に一定にさだまらずして、いつも不安定な状況の中で相伝の守護と伝授が行われていったと言えよう。そして、相伝家一統が受けた、東西分派の波の一番大きくそして決定的な出来事が、光善寺寂玄父子の東派への転派であったのである。この事件を契機に西派では、その後相伝家が断絶していくことになったのである。それとは逆に、東派では、教行寺のみであった所へ西派の主軸の光善寺が参入して来たことで、一挙に相伝家が隆盛をしめることとなった。これは、東西本願寺にとって全く表裏の結果を生み出したのである。またそれに助力を与えたのが、一如上人・真如上人の当派への帰参者、帰参寺院への優遇処置であったのである。

東派帰参後の光善寺家では、西派での苦い経験を逆に踏み台として、寂玄・一支の父子と真玄、真覚らの相続者たちによって、相伝といえは、いままでは科文類や口伝の小紙類によっての相伝授与であったものが、そういった相伝家の消極的な立場から自らが脱皮して、逆にいままでの科文類や口伝の小紙類を基礎において、相伝教学の大系化を志ざしていったのである。それは、七祖聖教や親鸞聖人の著作類の一つ一つにそれぞれの講義書を編纂していくという、いわば相伝家側からの主体的相伝の形態を作り出していったことである。従って、現存する『相伝義書』の講義類の大半は、彼らの手によって作成されたものである。

だがしかし、そこまでして編纂したものを今日まで公開しなかったの

は、なぜであろうか。それは恐らく、東派にも西派と同様に学林もすでに創設され、堂僧たちによる真宗の学問場が、ますます盛況を極めていくその中で、自らが編纂した講義録を公開することは、彼らの講録と同等に扱われたり、また一学説として見做されたりして、学林たちの研究対象とか批判的にとかで、祭り上げられることを強く嫌悪する一方、親鸞聖人以来の相伝であり、蓮如上人直伝の相続であるという自負の念が、相伝家の人々の中に一つの確かな依り処としてあったためかもしれない。また更には、相伝の主眼目的とする所は、門主への相伝相続、返伝授与であったから、公開することなどは、全く念頭になかったのかもしれないのである。

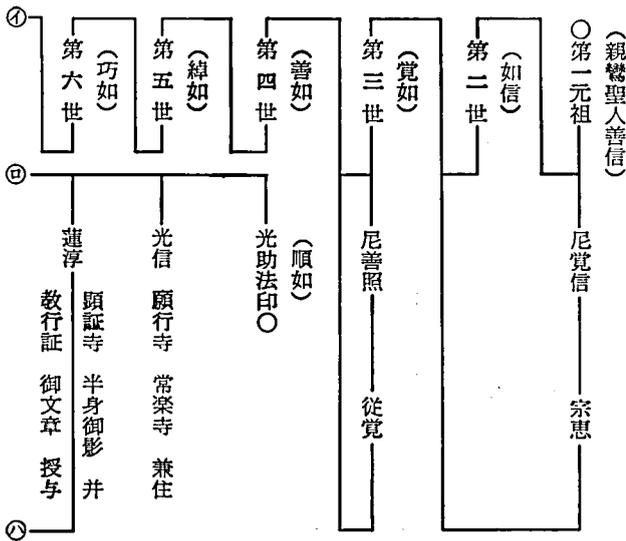
いづれにせよ、真宗学のこういったまとまったものが、大系化されて残され伝えられてきたのであり、それがこれからの真宗教学の研究発展のために、大きな役割を果すかどうかは、今後の『相伝義書』の研究成果に期待する所である。

(註) 本文中、足利氏の引文は、断わりがない限り『南御堂』昭和58年11月号による。

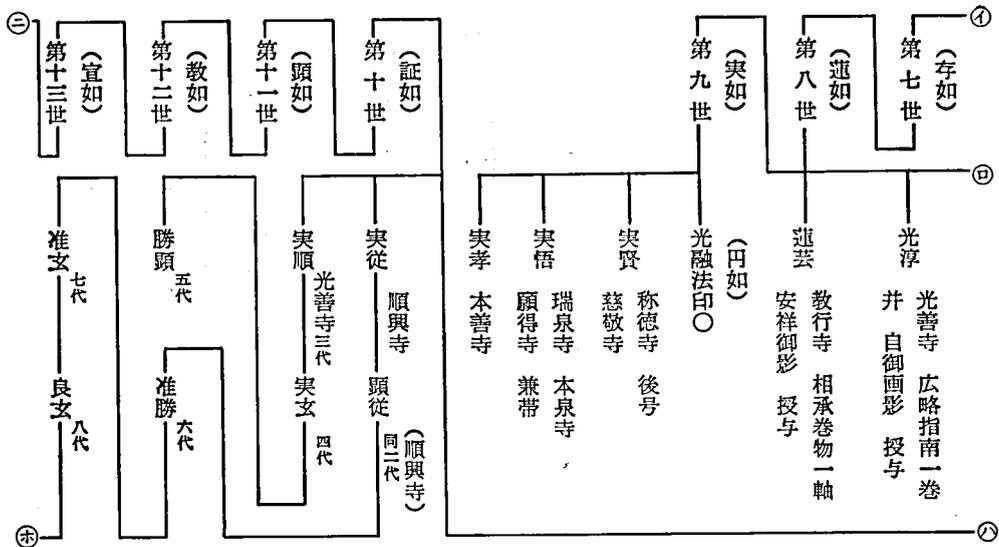
『付録』

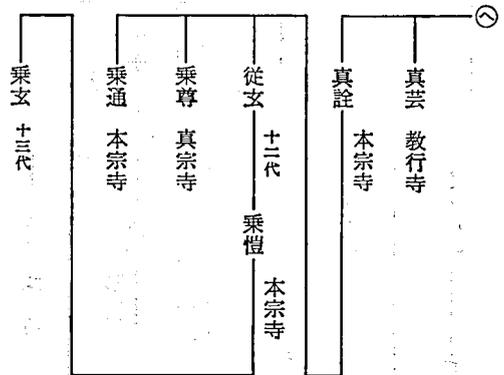
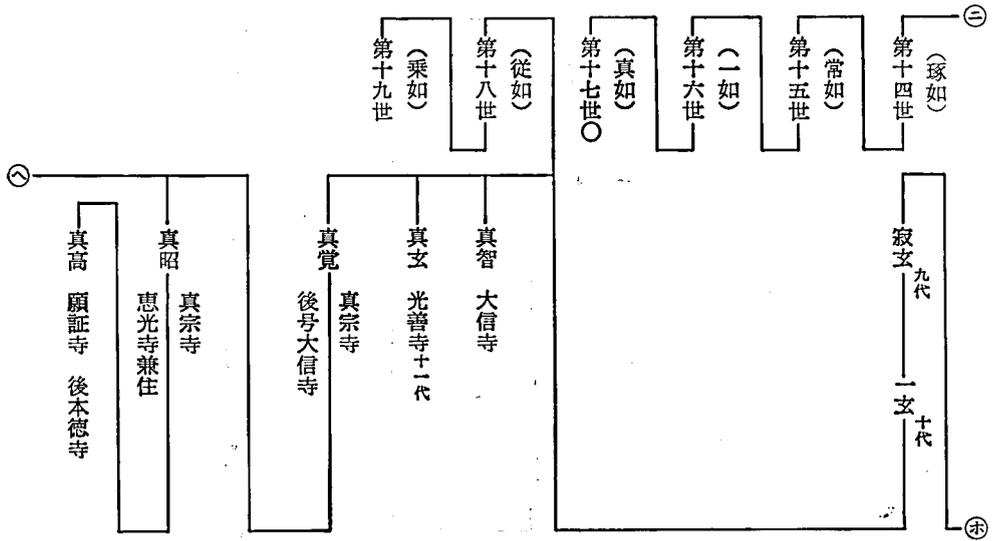
『伝来相承系図』

(相伝十二通の第九卷・光善寺所蔵)



『相伝義書』の承譜





系図表の()内は、筆者補記。